

平成20年第5回当別町議会定例会 第1日

平成20年12月16日(火曜日) 午前10時開会

議事日程(第1号)

開会・開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 理事者の報告

第4 会期の決定

第5 議会運営委員会報告

第6 産業建設常任委員会報告

『「協同労働の協同組合法」(仮称)早期制定を求める意見書』採択のお願い

第7 議案第1号 平成20年度当別町一般会計補正予算(第3号)

第8 議案第2号 平成20年度当別町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第3号 当別町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

第9 議案第4号 平成20年度当別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

第10 議案第5号 平成20年度当別町介護保険特別会計補正予算(第2号)

第11 議案第6号 平成20年度当別町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

第12 議案第7号 平成20年度当別町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

第13 議案第8号 平成20年度当別町水道事業会計補正予算(第2号)

第14 議案第9号 当別町第5次総合計画基本構想の策定について

第15 議案第10号 当別町税条例の一部を改正する条例制定について

第16 議案第11号 当別町保育所設置条例制定について

議案第12号 当別町保育の実施に関する条例制定について

議案第13号 当別町社会福祉法人の助成に関する条例制定について

議案第14号 財産の無償譲渡について

第17 議案第15号 町の区域の変更について

第18 諮問案第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

散 会

午前10時00分開議

出席議員（17名）

1番	洞内真由美君	2番	稲村勝俊君
3番	石川和栄君	4番	臼杵英男君
5番	小早川孝男君	6番	桑内雅彦君
7番	神林俊一君	8番	白木和廣君
9番	岡野喜代治君	10番	市川正君
11番	桐井信征君	12番	小野広実君
13番	島田裕司君	14番	後藤正洋君
15番	柏樹正君	16番	高谷茂君
17番	竹田和雄君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	泉亭俊彦君
副町長	近藤充徳君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	野村雅史君
税務課長	村上修君
財政課長	森田至君
企画部長	増輪肇君
企画部参与	中越辰雄君
企画課長	五十嵐一夫君
美しいまちづくり課長	東志諭君
住民環境部長	鈴木博史君
住民課長	野生須敏夫君
福祉部長	武井久幸君
福祉課長	小山久夫君
子育て推進課長	三宅俊春君
経済部長	竹原陽一君
農林課長	松浦悟志君
建設水道部長	滝本隆志君
建設課長	藤原正志君

上下水道課長	吉 尾 雅 昭 君
会計管理者	高 谷 仁 君
教育委員長	大 澤 勉 君
教 育 長	高 橋 義 君
教 育 部 長	高 橋 通 君
管 理 課 長	山 田 敏 行 君
学校給食センター長	森 田 弥寿彦 君
代表監査委員	米 口 稔 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	遠 藤 涉 君
次 長	森 忠 明 君
主 幹	吉 村 光 雄 君
係 長	春 田 秀 彦 君

◎開会・開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（竹田和雄君） おはようございます。ただいまの出席議員17名、定足数に達しておりますので、平成20年第5回当別町議会定例会を開会いたします。



◎議事日程の報告

○議長（竹田和雄君） 議事日程でございますが、お手元に配付されております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（竹田和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

13番 島田裕司君

14番 後藤正洋君

を指名いたします。



◎諸般の報告

○議長（竹田和雄君） 日程第2、諸般の報告を申し上げます。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしておりますので、ご高覧願います。

次に、議長の出張報告を申し上げます。

まず、10月22日には、国道451号道路整備促進期成会中央要望に参加し、財務省、国土交通省、衆参議員会館ほか要請活動をいたしました。

次に、10月28日から31日の日程で北海道町村議会議長会役員優良府県視察研修会に参加し、長崎県及び福岡県において優良市町村を視察するとともに、福岡県町村議会議長会を視察訪問いたしました。

次に、11月19日に行われました全国町村議会議長全国大会についてご報告を申し上げます。11月19日、NHKホールにおいて第52回町村議会議長全国大会に出席し、分権型社会の実現に関する特別決議ほか、北海道における基幹交通体系の整備促進に関する要望など、各地区要望の審議をいたしまして、政府、国会等に要望することになっています。

また、11月20日には、都市センターホテルにおきまして、北海道の自衛隊体制維持を求

める中央決起大会に出席し、北海道における自衛隊の現体制を堅持されるよう強く要望することを満場一致により決議いたしました。

以上、議長会に関する報告を終わります。

なお、復命書につきましては議会事務局に保管しておりますので、ご了承願います。

以上、報告を終わります。



◎理事者の報告

○議長（竹田和雄君） 日程第3、理事者において報告事項があれば、その報告を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 平成20年第5回当別町定例会に行政報告を申し上げます。

札幌市アンテナショップへの出展の件についてでございますが、札幌市の重要施設の一つであります狸小路再開発及び活性化施策の一環といたしまして、大消費地である札幌の中心地に常設の直売所を設け、安心できる食品の売買を通じ、生産者、消費者、都市と地方がダイレクトに交流できる場とすることを目的として、狸小路5丁目の東宝プラザ内にアンテナショップ道産食彩HUGが12月19日オープンいたします。本町といたしましては、これまで当別町や町の特産品の知名度不足が課題と考えていましたので、大消費地近郊の美しい農村景観のもとでつくられた農産品や加工品の知名度アップ、新たな当別ブランドを創出するため、札幌市との自治体連携をより一層深め、このアンテナショップ事業に積極的に参加し、当別町を全国に発信しようと考えております。施設には、今月オープンする常設直売所のほか11の飲食店を集積した北海道の食工房も併設されますが、出展参加市町村の食材を利用することも検討したいとのことであり、今回出展する常設直売所には、地域情報を発信するスペースも設けられますので、観光パンフレット、ポスターなどを展示し、当別町をアピールすることを考えております。直売所で販売する商品は、ふれあいホール運営協議会を活用し、農家や商工会との連携を強め、提供してまいります。道産食彩HUGへの出展に伴う予算措置を今回補正予算の中で提案しておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

なお、冒頭に申し上げました12月19日オープンには小生も議長ともども、予算内示を受けるため東京に向かう日ではございますが、万難を排して9時20分までに現地に議長ともども出席することになっておりますので、議員各位もぜひとも当別町の知名度をアップする事業として当別町の心意気を札幌市に示すためにご参席賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。



◎会期の決定

○議長（竹田和雄君） 日程第4、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、平成20年12月16日から12月18日までの3日間といたしましたが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、12月16日から12月18日までの3日間とすることに決定いたしました。



◎議会運営委員会報告

○議長（竹田和雄君） 日程第5、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長から平成20年度道内所管事務調査終了について議会運営委員会報告の申し出がありましたので、これを許します。

後藤君。

○議会運営委員会委員長（後藤正洋君） 議会運営委員会報告書。

平成20年度議会運営委員会は、所管事務調査を実施し帰庁したので、下記のとおり報告いたします。

なお、復命書、関係資料等につきましては議会事務局に保管をいたしておりますので、閲覧をお願いいたします。

日程につきましては、平成20年10月21日から22日までの1泊2日で、留萌支庁管内羽幌町、上川支庁管内鷹栖町をそれぞれ研修をさせていただきました。

研修項目といたしましては、議会運営と議会改革の2点につきまして羽幌町及び鷹栖町を訪問し、説明を受け、意見交換を交えて研修をいたしました。羽幌町議会では、一般質問は一問一答方式を採用し、再質問の時間を答弁を含め30分に制限して行っているとの説明を受け、意見交換を行ってまいりました。鷹栖町では、常任委員会等委員の任期は4年とし、一般質問は質問時間の制限を設けず、議案審議に先立って行っているとの説明を受け、それぞれ意見交換を行ってまいりました。

この2日間の研修に際しまして出席者は、議会運営委員会委員7名全員、そして随員職員3名、計10名で研修を行ってまいりました。

以上、委員会の報告といたします。

○議長（竹田和雄君） これで議会運営委員会報告は終わりました。

復命書につきましては、議会事務局に保管しておりますので、ご了承願います。



◎産業建設常任委員会報告

○議長（竹田和雄君） 日程第6、産業建設常任委員会に付託しておりました『「協同労働の協同組合法」（仮称）早期制定を求める意見書』採択のお願いの報告を求めます。

市川委員長。

○産業建設常任委員会委員長（市川 正君） 産業建設常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、平成20年10月30日、12月5日に委員会を開催し、町執行部の出席を求め説明を聴取し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記。『「協同労働の協同組合法」（仮称）早期制定を求める意見書』採択のお願い。

本陳情書については、新しい労働のあり方や就労の創出、地域再生、少子高齢化社会に対応する有効な制度として、働く人がお互いに出資し、経営する組織のあり方を整備しようとするものである。

また、国会では、既に法制化の検討が始まっている状況にあり、速やかに法の制定を求めることの願意は妥当であると考えられる。

よって、本件、採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

平成20年12月5日。

当別町議会議長、竹田和雄様。

産業建設常任委員会委員長、市川正。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） ただいま委員長報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

本件は、所管の官庁に意見書の提出をいたします。

なお、意見書案並びに取り扱いについては、議長に一任願います。

以上、報告を終わります。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第7、議案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第1号 平成20年度当別町一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに3億1,129万3,000円を増額し、その総額を82億4,991万4,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出の主なものといたしましては、当別町ブランド創出と発信を進めるため、札幌アンテナショップ道産食彩HUGへの出展経費として50万円、財政調整基金積立金として基金費増3,863万4,000円、ふるさと納税としての寄附金をまちづくり基金に積み立てるため積立金増として770万円、高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親家庭等世帯に対する福祉灯油支給事業費として518万円、障害福祉サービス給付費の増として1,104万2,000円、強い農業づくり、国産原材料供給円滑化対策事業として2億1,825万円、給食センター厨房設備などの修繕費として1,077万円などが歳出の主なものであります。その財源といたしましては、国庫支出金552万1,000円、道支出金2億2,501万4,000円、寄附金770万円、繰越金7,008万5,000円などを増額し、措置いたしました。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

白木君。

○8番（白木和廣君） 19ページの農林水産業費についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

一応私産業建設常任委員会の委員でもありますし、この件につきましては現地視察も兼ねてJA北いしかりの代表理事の組合長さんほか親切丁寧に説明を受けまして、これについては全く賛成で、ぜひやっていただきたいと思うのですが、その折につきまして確認事項が少し漏れておりましたので、この場で確認をさせていただきたいと思って質問させていただきます。ひとつよろしくお願いたします。

3点ほどありまして、まず1点目につきましては、今回は750トンのサイロを6基つけて3,000トンということなのですが、お話を承りますと、今後の話から聞きますと、この量では将来的な需要予測に対して対応できるのかというのがちょっと不安なので、そこらあたりの対応はどのようにされるのかというのが1つあります。

それと、総額で約2億2,000万ほどの補助金できて5億弱の工事費用が見込まれていると思います。今般我が町におきましても建設業の現業が非常に仕事量の減少とか、雇用の創出等々もありませんので、こういう大きなプロジェクトに対してできない分もあろうかと思うのですが、特段のご配慮をいただきながら、地元の建設業者、もしくは労働者、働く人、地域の消費に回せるようなご配慮ができないかということが1つありますので、そういうことについてもご確認をしておきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

あとの1点につきましてはちょっと省略して、とりあえずそれだけご確認をしておきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（竹田和雄君） 農林課長。

○農林課長（松浦悟志君） 白木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

小麦の保管状況でございますけれども、既設の穀類調製貯蔵施設では5,680トンというふうになってございまして、他の施設としてJAの農業倉庫1,760トン、それから民間営業倉庫に保管委託している数量として5,193トンとなっております。今回の増設におきまして民間に保管委託しているすべての量が解消されるという計画にはなっておりませんが、その要因といたしましてはJA北いしかりが所有している既存施設の敷地、これに限りがあるという点と、また増設に係ります経費なのですが、こちら補助残につきましては自己資金を充てるということで多額の投資が必要になるということから、サイロ4基、容量を3,000トンとして計画をしているところでございます。また、これによります効果ですけれども、民間倉庫に対しまして保管料、3,000トンに対しましては1,600万円、こちらのほうが減少になるということで積算をしているところでございます。

また、2点目の地元業者の扱いでございますけれども、サイロの建設工事につきましては造船技術など必要な技術がございまして、特殊工事ということもございまして。工事の施工可能な業者を現在JAのほうに提出されております指名願、こちらを出している業者の中から選考されるというふうになっておりますけれども、サイロの増設工事に係ります附帯工事、これらにつきましては町からもJAのほうにお話をさせていただいているところですが、JAといたしましても下請業者として町内業者を使っていただくように要請するというふうにお伺いをしているところでございます。

以上です。

○議長（竹田和雄君） 町長。

○町長（泉亭俊彦君） 私のほうから補足答弁いたしますけれども、この件につきまして今回の議案の提案の中で3億何がし町は補正するという、その大半がこの案件で2億1,000万ということでございますけれども、これはいわゆる国の補助金でありまして、この補助金を受けて当別町が負担、行政で負担することにはなりません。この事業を受けてあすは、町議会が議決した後、関係の農業、JAのほうでは総代会が開催されて決定されることになると思いますけれども、実は昨年のスウェーデンmeets北海道のときに石狩支庁長が当別にお越しになったとき、支庁の職員も一緒に来られました中で農協の役員さんと小生、私とでmeets北海道の終わった後懇談をした中で、せっかくのチャンスなので、農協さんからも支庁長さんや支庁の課長さん方にいろいろお願いすることもあるでしょうからという水に向けた経過がありまして、その時点で実は農協のほうからこういう要望もちらっと出てございまして、その後農協のほうでこういう事業が進んできたということでございましたので、事情をいろいろお聞きしますと、なかなか当別町のJAが採択になるのはゆるくない事情もあると察したものですから、町としても直接町費負担になることではなりませんので、JAが望むことであればということで道に対しても側面から支援をしてきたのが実情でございます。これについては、町長だけでなくて議会の議長、副議

長初め一部の方々も積極的にいろいろなご支援をいただきました。ということで、今回提案することになりましたので、当然私といたしましても、今課長から特殊な事業と言いましたけれども、私は特別なものというふうには考えておりません。例えば当別ダムについても北海道知事は特殊な事業だからということを行っていますけれども、当別ダムが当別の建設業者がAランクといえどもつくれるものではございませんけれども、北海道の業者がつくることはできるというふうにはほとんどの業者が認識しておりますので、そういうことからいきましてこの事業につきましても特殊な、特殊なという言い方でホクレンなどはそういう言い方をすると思えますけれども、この事業にチェックした、検討した道の職員、あるいは国の職員においても相当知識を持っていますので、これは特殊だからホクレン一辺倒とか、あるいはホクレンの息のかかった業者でなければできないということにはならないという認識は私は持っております。ですから、昨日組合長さんにもできるだけこの事業については当別町が負担するものではありませんけれども、残りは当別町の農家が負担することになりますから、なるべく当別町のいろんな事業者がこの事業に協力できるようなことを深い配慮をお願いしたいという申し入れはいたしておりますので、あとは農協さんがどういうふうに配慮されるかということで議員のほうでも注目しておっていただければよいのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（竹田和雄君） 柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 行政報告でも町長が述べられまして、アンテナショップの出展の関係でちょっとお尋ねしたいのですが、資金としてまちづくり基金を使うということなのですが、この一つの事業が当別にとってプラスの面でどれだけ効果があるかということについては、その進め方にもよってくると思うのですが、場所が狸小路5丁目ということなのですが、13ページのアンテナショップの出展の負担金と、それから補助金が今回の提案ではそれぞれ21万と29万で合わせて50万ということなのですが、恒常的なその進め方についてお尋ねしたいのですが、これを反対ということではないのです。どういうふうに進めるかということでの考え方なのですが、21年度以降もこういうものを恒常的に進めていくということなのだろうと思うのです。その点で町がどういう関与をされていくのかということで、1つは負担金が21年度以降どういうふうに進むのか。それから、1つは、それに参画をする市町村が当面8市町村と聞いているのですが、これは当然ふえていく部分もあるかと思うのですが、当別町がその中で一定の位置づけされるスペースというのはその部分は守られるのか。それから、この費用面でどうなるのか。それから、町のこの歳出の部門ではいわゆる企画の中でなのですが、企画としてこういう扱いを恒常的に今後も科目の中で進めていかれるのか。それから、札幌市との関係では相当有機的な結合ということで町長が熱を入れられているというのわかるのですが、そういう点で当別が今後の見通しの中でそのあたりをどういうふうな、職員がどういうふうなかかわりを持つかということもあると思うのですが、今言われたようにれんが倉庫の中の運営のところを進めていく

ということなのですが、日常的な販売なり宣伝が町職員がどういうふうにかかわっていくのか。町がどういうふうにかかわるのか。委託をされるのか、それとも定期的なそういう結合を日常的に、これは長期間に及ぶと思うので、初めはよかったけれども、だんだん薄められるということについての懸念もありますから、そういう点でどういうふうに日常的に恒常的に進められるのかと、そこに町の体制としてどういうふうにかかわりを持つのか。れんが倉庫についても出だしはいわゆる官が誘導して、あとは商工会なんかが一生懸命やってくださいよということなのですが、なかなか軌道に乗るまではやっぱり難しい。これも主催は札幌市が相当後援されるのですけれども、札幌市がじかに運営されるのかどうか分からないのですが、その運営主体に対してどういうかかわりを持っていくのかという点でのことも、すべて100%から出発するものではないと思うのですが、進めるに当たってのいろんな問題も出てくると思うのですが、見通しとしてちょっと懸念があるものから、そのあたりについての実務的な進め方も含めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（竹田和雄君） 企画課長。

○企画課長（五十嵐一夫君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

数点ございましたけれども、まず負担金の21年度以降どのような形で持っていくのかというお話でございます。これにつきましては、今回月額5万円に消費税という形でこの3月までの分、今年度分として21万円を計上したところでございますけれども、今後も21年度以降もこのような形で常時出展をしていきたいということで、負担金につきましてはこの形掛ける12という形をとっていきたいというふうに思っております。これに関しましては、実は札幌市のほうで通常HUGに出展をする特別会員、我々市町村特別会員という形なのですが、ここの部分につきましては札幌市の事業、いわゆる狸小路の再開発事業の中で半額を札幌市が補助をします。その残りの半額を町で持っていただきたいというお話になっておりまして、全体では10万円なのですけれども、その半額を町が負担をするという形で取り進めているところでございます。今後につきましてもこのような形で進めていきたいというふうに思っております。

また、参画をしている市町村、現在8ということでありましたけれども、実は最終段階では7という形になってまいりました。その中で議員のご質問の中に今後ふえていくけれども、スペースは守られるのかというお話ありましたけれども、この中身ですけれども、単純に言いますとスーパーマーケットをイメージしていただきたいのですが、その中に品目ごとに冷蔵庫が置いてある、その中に例えば当別町であり置戸町でありというような同じ品目が並んでいるという形になっておりまして、当別町がこのスペースと、何々町がこのスペースという形ではないということでご理解をいただきたいと思っております。現在7市町村と申しましたけれども、そのほかに一般の方々という方もいらっしゃる、いわゆる一般の農家の方々、それから漁業者の方々、これが100人ほどここに現在参画をしているというふうに聞いております。今後につきましては、我々も当然町としてかかわっていくわけですけれども、最終的にはそういった形の一般の会員の方々に我々の市町村も、

当別町もそういった形になっていけばいいのかなというふうには個人的に思っているところでございます。

それから、企画としてこの科目でこのまま進めていくのかというお話ございました。実は、この補正の中にもありましたし、町長のほうからの行政報告の中でございましたけれども、いわゆるふるさと納税の基金をここで扱うという形にしておりまして、ふるさと納税の基金につきましてはまちづくり基金というところに保管をし、積み立てております。まちづくり基金、実は私どもの企画のほうで所管をしておりまして、この費用につきまして我々企画のほうで持たざるを得ないということもございまして、また町のPR、発信をしていくという部分につきましては当然全庁的に上げていかなければならないというふうに思っておりますし、単純に経済部だけで持てばいいというような形では思っておりませんで、あくまでも企画として町の発信という部分をどういうふうに考えていくのかという部分は非常に大切でありますし、このことこそが企画の持ち分だというふうに思っておりますので、この部分につきましては新年度予算につきましても企画費の中で持っていきたいものだなというふうに考えております。これは、今後財政当局とも協議をしながら進めていきたいというふうに思っておりますので、現在のところ私といたしましてはそういうふうに考えているところでございます。

それから、最後に日常的にどのようにかわるのかというようなご質問がございましたけれども、7つの市町村の中で札幌が一番近いということ、当然私どもの町が一番近いということになっておりまして、現在のところ経済部とのお話の中では、現在雪降っていますから物ないわけですが、しゅんになりますと毎日のようにこちらから運んでいきたいというふうに考えております。ほかの市町村、札幌から遠いところにつきましてはどうしても宅急便とかで送らなければならないという部分がありますけれども、我々は地の利を生かしまして毎日のように運んでまいりたいというふうに思っております。その部分をひとつ大きくアピールをしたいものだなと、新鮮であるという部分ですね、アピールしたいものだなというふうに思っております。そのような形で今後運営をしていきたいというふうに思っておりますし、札幌市が関与しているわけですが、今回のところは狸小路の商店街の皆様方が集まってこの協議会、いわゆるHUG運営協議会なるものをつくっております。その中に札幌市もオブザーバーとして入っております、我々札幌市と当別町の広域連携の中で、とにかく我々としても情報の発信拠点が欲しいといった中でこの関係が生まれてきたものでございまして、どのように町がかかわってくるのかという部分につきましては、先ほど申しましたように、あくまでも当別町という部分を近いという部分も含めて発信をしていきながら、札幌市とも同調していくというような形の中で取り進めをしていきたいというふうに思っているところでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（竹田和雄君） 柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 重ねてお伺いしたいのですが、今課長から言われた、1つは運

営に当たって当別町が札幌市との関連で、この狸小路商店街の有志の方がされることについて札幌市はオブザーバー参加だと。当別町とかほかの市町村は、この参画に対するいろんなオブザーバー的立場になるのかどうかちょっと不明なので、そういう決まりというか、規則というか、定めというのがもしあれば教えていただきたいのですが、そういうふうな位置づけになるのかどうかという、これ恒常的なことですから、口がなかなか挟めなくなるということについての問題というのが出てこないようにしていただきたい。その運営について当別町がどうかかわるか。先ほど職員として言ったのですが、毎日のように行き来をするのはれんが倉庫の関係なのでしょう。町の職員が毎日行くわけではないでしょう。そのあたりの情報が町の担当のほうとどういう連携されるのかということをもう少し明確にしていきたいのと、それからまちづくり基金をとということで、年間にしてこの負担金がそうしますと63万、年額にしますと5万円に消費税プラス分のが12カ月ですから63万に、この出展事業の今回の29万というのは同じようにその費用として町がこの基金の中から出すのか、今後出していくこの運営に当たっての総額的なものはすべてこの基金で賄うというような位置づけなのかということについても再度お尋ねします。

○議長（竹田和雄君） 企画課長。

○企画課長（五十嵐一夫君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

当別町は、オブザーバーとしてといいますか、その中に入るのかというような話がありましたけれども、あくまでもオブザーバーという形ではなくて、HUGのほうから見ますと一つのお客様という形で当別町はこれにかかわっていきたいというふうに思っております。そういう立場で改善の方法ですとか、そういった部分は当然我々のほうからもお話ができるものというふうに思っております。

また、基金の関係でございませけれども、運営資金につきましてですけれども、63万円プラス、新年度になりますとこのアンテナショップの出展事業29万のほかに、いわゆるれんが倉庫運営協議会のほうにお願いをしなければならぬわけですから、やっていたかなければならぬわけですから、プラスとして現在積算をしておりますけれども、これのほかにかかってくるというふうに思っております。ここの分の資金でございませけれども、これにつきましては現在のところふるさと基金を使ってまいりたいというふうに思っております。ただ、この基金につきましては、ご存じのように毎年決まって入ってくるものではございませぬので、この辺も考慮いたしながら今後詰めていきたいというふうに思っておりますけれども、とにかく無駄遣いをしないように、ぜひ長くこういう形で使っていきたいというふうに思っておりますし、そのことが今回ふるさと納税でいただきました個人の方々のご意思に報いるのだらうというふうに思っておりますので、こういう関係で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（竹田和雄君） 町長。

○町長（泉亭俊彦君） 私のほうから補足させていただきますけれども、わかりやすい話、当別で軽トラで野菜を札幌に売ってみると非常に好評だったと。あの時点で狸小路に面し

た街路でも試みはありましたけれども、そのときも一定の評価いただいたのですけれども、要するに札幌市内で売るということになるやっぱり建物の中ほうがいいねと、当時その事業に参加した農家の方々、私たちもそういうふうに思いました。一方札幌市では、当別町が今駅前ににぎわいを創出ということで、夢よ、もう一度ということで駅前にれんが倉庫を考えたと同じように、札幌はあの大札幌がかつては狸小路南4条4丁目あたりが一番にぎわったところですけども、今や駅前にほとんど中心が、集客が偏ってしまったということで、狸小路のほうの振興を何かしたいという考え方がありました。その一環として札幌市が今回こういう形で建物を利用していろいろな自治体に呼びかけがあったということで、石狩管内では当別町だけだと思います。ですから、そういう意味では、例えば農産物にすると運んでいくことができる。支庁管内の遠くなると、やっぱり運送業にお願いしなければならないという、そういう点では当別町は有利だろうと思いますが、それは細かいこととして、札幌の活性化に乗って私たちは当別の農産物を何とか少しでもたくさん売のような方法をとりたいと思っておりまして、渡りに船でこういう計画がありましたので、ただこれがただではないと、軽トラはただでしたけれども、ただでないということでしたので、それで何とか財源をとということで考えまして、担当のほうでもふるさと納税という制度、なかなか当別町はそんなに理解が広まっていないかもしれないということでふるさと納税のPRをさせていただきましたところ、大変理解をしてくださった方が何人か出てきたと、財源がつまりできたということで、この財源の一部をとりあえず使わせていただいて、この事業に乗っていかうということで始めました。

ただ、そういう中で札幌市と当別町の農産物ということで農産物の販路をふやしていこうということだけではなくて、これがいわゆる当別のブランドとして当別の知名度、当別のブランド、そういうものにしっかりつながっていくためには農家の方々だけではだめだろうということで、やっぱり議員の言うように行政でもいろんな形で応援していかなければならないというふうには考えております。ただ、非常に幸いなことに今回こういう町の動きをさきの議会でもちょっとこのHUG、抱き合うことですね、そういう話を聞いて、また札幌市の情報を聞いた農家の方々当別で今もうアスパラをつくっております。これは、ひよっとしたら狸小路で売れるということを予測したのではありません。きょうの新聞で道内のどこかの農家の方々がアスパラをつくっている写真入りで報道されていましたが、実は新聞には載りませんでしたけれども、もう当別の太美のほうでそういう農家の人がおまして、そういうの方々にとっては恐らく今回これがきょう決まればもう直ちに札幌にアスパラが出せるようなこと、きっとこちらから情報発信したり、れんが倉庫のほうから話が伝わっていくと、その生産農家は協力してくれるというか、その農家にとっても非常にタイムリーな話になるのではないかというふうに、私は今もう農家の人はそういうふうにいると機会をうかがっているというか、挑戦している、そういう当別の農家の人が日に日にふえてきているというふうに思っております。

ですから、このことについてオープンの日ぜひ議会議員の皆さんにも一人残らず行って

もらえれば札幌に対するアピールになるし、情報機関あるいはまた新聞をもし読んだら、当別町の農家の人にも追い風になるのではないかということで僭越ながら行政報告の中で一言申し添えさせていただいたという次第でございます。だれがやるかということではなくて全体でやる、そしてあくまでも行政の中でできる限りの支援をしていく、それに尽きるのだというふうに思います。

○議長（竹田和雄君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第1号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第2号、議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第8、議案第2号、議案第3号は関連がございますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま一括議題となりました議案第2号、議案第3号の関連議案につきまして提案の説明を申し上げます。

最初に、議案第2号 平成20年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本補正予算は、歳入歳出ともに134万円を増額し、その総額を22億8,767万3,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、保険給付金134万円を増額するもので、財源といたしましては国民健康保険税50万円、繰入金84万円を増額して措置をいたしました。

次に、議案第3号 当別町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてですが、本件は、産科医療補償制度が平成21年1月から導入されることに伴いまして、出産育児一時金の支給額を見直すため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案2件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、議案第2号、議案第3号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議案第2号、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第9、議案第4号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第4号 平成20年度当別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに30万9,000円を増額し、その総額を1億6,807万9,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたく存じます。

歳出といたしましては、特別対策広報事業実施に伴う総務費30万9,000円を増額するもので、財源といたしましては広域連合支出金30万9,000円を新たに予算を計上して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第4号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第10、議案第5号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました平成20年度当別町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに37万4,000円を増額し、その総額を10億5,128万4,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたく存じます。

歳出の主なものとしたしましては、介護予防サービス等諸費2,108万3,000円の減額と介護予防サービス等諸費1,686万5,000円、高額介護サービス等費421万8,000円を増額いたしました。財源としたしましては、基金繰入金1,100万円の減額と支払基金交付金81万8,000円、繰越金1,048万8,000円などを増額し、措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第5号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第11、議案第6号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第6号 平成20年度当別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出とも31万6,000円を増額し、総額を5,944万8,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の第1表をお目通しいただきたく存じます。

歳出といたしましては、予備費の31万6,000円を増額するもので、財源といたしましては繰越金31万6,000円を増額し、措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第6号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第12、議案第7号を上程いたします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第7号 平成20年度当別町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出とも1,057万4,000円を増額し、総額を11億8,604万8,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の第1表をお目通しいただきたく存じます。

歳出といたしましては、下水道費において北海道が施行する当別大通2種改築工事に伴う下水道管移設工事として1,057万4,000円を増額し、財源といたしましては移設補償費として諸収入1,057万4,000円を増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第7号

は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第13、議案第8号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第8号 平成20年度当別町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的収入において原油の高騰や景気が低迷する中、個人消費が減少していることなどにより、家庭用1軒当たり水道使用料が減少し、水道料金が減少していることから、景気の低迷によりまして個人の家庭用の水道使用料が減少しているということでもあります。給水収益911万7,000円を減額し、北海道が施行する当別ダム建設事業に伴う水道管損失補償金としてその他の営業収益482万円を増額し、その収入総額を4億2,325万8,000円といたしました。

また、収益的支出において電気料金の値上げなどから原水及び浄水費259万9,000円を増額し、また減価償却費808万3,000円を減額し、その支出総額を4億37万9,000円といたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第8号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第14、議案第9号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 第9号の説明に入る前に、ただいままで8号まで提案させていただきましたこと、議員各位におかれましては各種委員会の中で十分ご議論いただいておりますことですが、現下の日本経済のおびただしいほどの悪化の中でどんなに水道事業、下水道事業を努力しても水道水も各家庭で少しずつご節約される、そしてまた電気代が上がるということが町行政でどんなに努力をしても水道会計が赤字になっていっているという、減額になっていっているという、そういう状況が今この議会の中で議論されたわけでございます。

ただいま議題となりました第9号 当別町の第5次総合計画基本構想策定について提案の説明を申し上げますが、現在当別町第4次総合計画に基づきまして町政を進めておりますが、この計画は平成21年3月末をもって10カ月の計画期間が終了することから、これに引き続き平成21年度を初期とする新しい総合計画の策定を進めてまいりました。その計画策定に当たりましては、幅広い町民の方々の意向を反映させるため、早い段階から実施いたしました町民アンケートの調査、またまちづくり町民検討会議からの提言、さらには計画案に対するパブリックコメント、住民説明会の意見などを受けながら取り進めてまいりました。あわせて、総合計画審議会からの答申内容を踏まえて、本日提案させていただく当別町第5次総合計画基本構想を策定したところでございます。本計画は、10年後の当別町の目指す姿として自然を身近に感じ活力に満ちた美しいまち当別と定め、基本理念として活力に満ちる4つの力、自然力、共生力、創造力、発信力を掲げております。また、目標人口を現在の規模を維持する2万人に定め、目指す姿と目標人口を達成するために基本施策を推進していくこととしております。

このたび策定いたしました当別町第5次総合計画基本構想について、地方自治法第2条第4項の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第9号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第15、議案第10号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいまの9号につきましては、殊のほか議会で十分なお審議を賜りました結果、本会議で議決いただきましたこと、厚くお礼申し上げまして、第10号についてご説明申し上げます。

当別町税条例の一部を改正する条例制定につきましてでございますが、個人の町民税に係る寄附金控除の対象範囲を拡大するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、議案第10号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第16、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号は関連がございますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま一括議題となりました議案第11号から議案第14号まで関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

最初に、議案第11号 当別町保育所設置条例制定及び議案第12号 当別町保育の実施に関する条例制定についてであります。当別町東保育所の民営化に伴い、当別町保育所条例の全部を改正し、保育所運営に必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

す。

次に、議案第13号 当別町社会福祉法人の助成に関する条例制定についてであります。社会福祉法第58条第1項の規定に基づき、社会福祉法人に対して助成を行うため、条例を制定するものであります。

なお、この条例に伴い、財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部についてもあわせて改正しようとするものであります。

次に、議案第14号 財産の無償譲渡についてであります。平成21年1月設立予定の社会福祉法人高陽福祉会に平成21年4月1日より東保育所で使用している建物及び附属する備品等町有財産を無償で譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

以上、議案4件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第17、議案第15号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました議案第15号 町の区域の変更について、提案の説明を申し上げます。

当別都市計画事業当別幸町土地区画整理事業の換地処分にあわせ、幸町、弥生及び栄町の一部について町の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、議案第15号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎諮問案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（竹田和雄君） 日程第18、諮問案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） ただいま議題となりました諮問案第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、提案の説明を申し上げます。

当別町人権擁護委員見上良太郎氏が平成21年3月31日をもって任期満了となりますので、新たに堀内教子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹田和雄君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、諮問案第1号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（竹田和雄君） 異議なしと認め、諮問案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（竹田和雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あすは午前10時より開会いたします。

本日は大変どうもご苦労さんでございました。

(午前 11 時 11 分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成20年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成20年第5回当別町議会定例会 第2日

平成20年12月17日(水曜日) 午前10時開議

議事日程(第2号)

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

散会

午前10時00分開議

出席議員（17名）

1番	洞内真由美君	2番	稲村勝俊君
3番	石川和栄君	4番	臼杵英男君
5番	小早川孝男君	6番	桑内雅彦君
7番	神林俊一君	8番	白木和廣君
9番	岡野喜代治君	10番	市川正君
11番	桐井信征君	12番	小野広実君
13番	島田裕司君	14番	後藤正洋君
15番	柏樹正君	16番	高谷茂君
17番	竹田和雄君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	泉亭俊彦君
副町長	近藤充徳君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	野村雅史君
財政課長	森田至君
財政課参事	後藤博宣君
企画部長	増輪肇君
企画部参与	中越辰雄君
企画課長	五十嵐一夫君
住民環境部長	鈴木博史君
環境生活課長	山崎俊彦君
福祉部長	武井久幸君
福祉課長	小山久夫君
経済部長	竹原陽一君
農林課長	松浦悟志君
商工課長	長谷川敏君
商工課参事	池田和仁君
建設水道部長	滝本隆志君
建設課長	藤原正志君

會計管理者	高 谷	仁 君
教育委員長	大 澤	勉 君
教 育 長	高 橋	義 君
教 育 部 長	高 橋	通 君
管 理 課 長	山 田 敏	行 君
代表監査委員	米 口	稔 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	遠 藤	涉 君
次 長	森 忠	明 君
主 幹	吉 村 光	雄 君
係 長	春 田 秀	彦 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（竹田和雄君） おはようございます。ただいまの出席議員17名、定足数に達しておりますので、12月16日に引き続き、平成20年第5回当別町議会定例会を開会いたします。



◎議事日程の報告

○議長（竹田和雄君） 議事日程でございますが、お手元に配付されております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（竹田和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

13番 島田裕司君

14番 後藤正洋君

を指名いたします。



◎一般質問

○議長（竹田和雄君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序はお手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

通告1番、桐井君の質問であります。

桐井君。

○11番（桐井信征君） おはようございます。ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

私の一般質問の趣旨でございますが、ここ何カ月か前まで生産高、売り上げなど世界一と発表していた自動車関連企業、また電気製品、カメラ関連企業等が最近は何万人規模のリストラを発表、車におきましては何十万台という生産削減との報道が新聞やテレビで聞き、見ることがこのところ毎日であります。そうした中、ここ数カ月間にアメリカ発の金融危機に伴って100年に1度と言われる不況へと急展開し、私たちの生活にさまざまな暗い影響を与え始めたのは昨今であります。私は、今後は国も地方も、とりわけ町の財政、経済情勢は決して予断を許さない状況となるものと推測しております。そんな急激な右肩下がりの状況にあっても町全体として知恵を出し合い、また協調、協力、協働のもと地域

間戦争をリードし、いかにして町をアピールし、活性化につなげていくかという新たなまちづくり施策はこのような時代であるからこそ必要不可欠であると考えております。この点について町長の決意やお考えをお聞きするものであります。

町長は、町内の農業者と連携のもと本年札幌市長の要望にこたえる形で札幌市厚別区や中央区の狸小路、さらには中心部のシャワー通りなど各地のイベントに積極的に参加され、本町の特産物である農産物のPR事業を展開されました。どのイベントにおいても消費者の関心は高く、本町の農作物を通じて町自体のイメージや情報発信に大きな一歩となったものと感じております。また、農業者の方々も自分たちが手塩にかけた農作物を消費者と対面で、しかも安心、安全が一番、新鮮さがよいという生の声を聞きながら販売できるという、いわば農家冥利に尽きる喜びや思ってもみなかった一種の驚きを得ることができたという感想をよく耳にいたします。これを契機に今後の活動にはずみがつくよう、それぞれ工夫を重ねる必要があります。

そこで、まずお伺いしますのは、本年は軽トラマーケットという形で出店していきましたが、これは第1弾目の起爆剤的活動であって、最終的には当別ブランドを創設し、発信することが必要であると考えます。この点について町長の本年の活動の意図するところも含めて率直なお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

昨日開会した本議会の一般会計補正の中でアンテナショップについての質疑がありました。軽トラマーケット、直産市場、その他のイベントに積極的に参加することは大変重要なことであり、今後も発信できるステージを多く持つこと、特に札幌市内で消費者に直接アピールする場を設けることが必要だと考えます。しかし、当別ブランドを創設し、当別町を発信するために町内にその発信拠点が必要であり、この拠点を中核としつつ、札幌や他の地域に出向き、アピールすることで相乗効果が生まれてくると考えるものであります。しかしながら、町財政は大変に厳しい状況下にあり、冒頭に述べたとおり、経済情勢も好転の兆しが見えない中でブランド創出、発信拠点の整備については一朝一夕でなし遂げることは困難であると思っております。これまで行財政再構築プラン、国の集中改革プランなど厳しい施策を遂行する中で数々の先進的アイデアを職員とともに打ち立て、数々の改革を取り進め、困難を乗り越えてきた町長の発想力と行動力を今こそ発揮いただき、当別ブランドをつくり上げ、外部に大いに発信し、新しい総合計画の表題にあります自然を身近に感じ活力に満ちた美しいまち当別、この実現に向けたまちづくり施策を実行していただきたいと考えます。町長のブランド創出や発信についての具体的なお考えをお伺いいたします。

まず、1回目の質問といたします。

○議長（竹田和雄君） 答弁調整のため、15分休憩いたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時25分

○議長（竹田和雄君） 再開いたします。

桐井君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 桐井議員の一般質問にお答えをいたします。

テレビの政治番組などでは、国民のどういう階層の方もだれでもわかりやすくなるように最近では随分努力しているのを私は感じております。私は、自治の最先端である町議会、その議論が町民のどなたにも伝わるように、特に傍聴に来られた方から来られない方々に議会での議論が広がることを期待して答弁に努めたいと思います。そのため、用語あるいは話術は行政用語ではなく一般的な言葉で話すように努めますので、ぜひ議事録精査とかそういうようなことに結びつけないで単純に再々質問なり再々々質問なり議長の許す限りしていただければ、どんどんお答えをし、正しく質問者の意にこたえていく努力であります。まず当別ブランドの創出について、軽トラックを含めた本年度の活動の意図しているところはどのようなものかという点であったと思いますけれども、私はこれまで札幌広域圏組合、札幌市を中心とした管内の8つの自治体、新篠津まで、それから石狩地方開発促進期成会、石狩管内の道路だとかいろいろなことについての促進期成会、あるいは石狩地域連携会議、どれも石狩支庁管内を単位として取り組んでいる重要な組織体でありますけれども、政策的な連携会議などの場でそれぞれの自治体の特性を生かして互いに貢献し合える、互いが連携していくことが今はとって必要なのだということを訴えてきました。特に札幌市に対しては、当別町が市民に対して貢献できることは農業なのだ、札幌市民に当別が貢献できることは食料、そのアピールをしてまいりました。言うまでもなく、本町の基盤は農業だからでございます。特産物となるものは、新鮮で安心、そして何よりも安全な農作物であります。本来ならば札幌市民を当別町に、この新鮮な農村地帯に呼び込めることがよいのですけれども、町の活性化をそういう形で図るべきではありますが、今のところ当別町には道の駅のようなアピールする施設が余りないので、逆転の発想で消費者のもとにこちらから出向くということを考えてものでありまして、軽トラマーケットの開催がありました。札幌市長にも賛同いただきまして、厚別区の区長さんや多くの職員と協議をすることになりました。さらに、札幌市本局の経済局の方と非常に突っ込んだ話、日ごろ訴えてきておりました連携にかかわる協議の場をいただきまして、狸小路あるいはその近くにあるシャワー通りという通り、そういうところでイベントにだんだん発展していったのであります。どのイベントも私の想像を超える反響でありました。初年度としては、一定の成果があったと思っています。これは、言うまでもなく私たちがにわかになにかちょっと努力を重ねた、そういうことではなくて当別という地名そのものが当別イコール純農村ということで、多くの圧倒的札幌市民に当別ということがブランドに近いそういうイメージを持っていたものだと私は痛切に感じております。

また、農業者の皆さんの感想や今後の意気込みについては、桐井議員さんのご発言のと

おり、来年以降出店に大きくはずみがついたというふうに感じていますが、軽トラックマーケットのねらいはまさに農業者の皆さんの意識の改革につながったと考えております。つまり農家はつくる喜び、よいものをつくる喜び、だれよりもいいものをつくる喜び、願わくはそれをたくさん大量に生産する喜び、そういうものを今まで感じておりましたけれども、売る喜びというものを感じ取る、そこに農家の改革があつて、これには町議会議員の皆さんがほとんどの町民の皆さんの知らないところで、このマーケットのときにみずからそろいのはっぴをおつくりになってほとんどの議員の皆さんがここに参加されたということ、これは多くの生産者が非常に勇気を得たと今も私に伝えてきていただいております。つまり農業者の多くは、自分の作物に自信を持っていても幾らで値がつくのか、本当に喜んでもらえるのかというような今まで体験していなかったことから不安を持っていたのでありますけれども、議員さんもこれはすばらしいよとそばで口添えをしてくれるような、そういうことについて実際に自分たちが消費者と対面してみても実感を得た、そういう確信を持ってもらうことが必要であつたというふうを考えておりました。私は、ちゅうちょしている農業者の皆さんの背中を押してあげるために、荷物を簡単に積んで素早く売りに行ける、しかも積載量も多くはないので、リスクが多くはならない、つまり売れ残ってもそんなに響かない、また軽トラ1台ぐらいの荷物ですと朝4時か3時半ぐらいに起きて、家族の多いうちではそれでも間に合うというようなことで、そんな方法の一つとしてどこの農家にも必ずと言ってよいほどある軽トラックに着目をして、対面販売の中で自信と誇りを持ってもらいたいと考えたものでございます。私は、アピールする場所はさまざまな形があつてよいと考えており、その一つが軽トラでありましたが、今後は消費地に隣接している利点を積極的に発信するために市内の産地市への参加、それぞれの札幌のいろんなところの産地市への参加、または市街の中心部の狸小路に開設される道産品アンテナショップにも当別の農産物を常時出展するなど、本年の軽トラマーケットの成功を生かしてさらに発展する形へつなげて取り組みを進めてまいりたいと思っております。

また、軽トラは、本町だけのものではなくて、既にもう本州方面でもこれを実施しているところもありましたので、今年度町は生産農家の方に幾ばくかの補助金で生産者みずから雫石町のほうに視察に行ってもらふ準備をしておりましたけれども、国の補助金のめどがついた時点が遅かつたために、雫石のほうは11月既になつたということで農産物がなくなるということで、そういう時期に視察に行っても効果がないというふうを考えまして、この件につきましては来年のできれば6月に実行していきたいというふうを考えておることも申し添えさせていただきたいと思ひます。

次に、当別ブランドの創出、それから発信拠点の整備について具体的な考えはあるのかという質問だつたと思ひますけれども、ご指摘のとおり、ブランドをつくるという、そして発信するためには軽トラックだけでは不足でありまして、その中心の拠点が町内にはどうしても必要であるというふうを考えております。しかし、私は、単に市場や道の駅などの施設があればよいとは思つてはおりません。ブランドの創出というものは、地域のすぐ

れた特産だけで可能になるという、そんな単純なものではございませんで、ブランドと認めるのは実際にそれを消費いただける消費者の方であって、産業界から生産、加工、流通、消費といったサイクルが存在しなければブランドにはなり得ないというふうに考えております。つまり農商工連携して、農業、商業、工業が連携して生産、加工から消費に結びつけるために直売、直接売、それから食べてもら、レストラン、それから加工する、そういう直売、レストラン、加工、そういう施設、それだけではなくてさらに情報発信する機能、ここにはこういうものがありますよという、そういう発信する機能、発送する施設、そういうものを拠点としていわゆる農と食に関する総合的な情報発信拠点が必要なのであります。

しかし、農と食、食の安全、安心など人間が生活する上で根幹的な施策を、こんな根幹的なことを町という単位だけではとても考えられないというふうに思って、町だけで私が力んでいけば済むものだということは考えてはおりません。今後は、主食の米、これも産地の表示が義務づけられてくると思います。今石狩、空知、上川が米どころだと言われてはいますけれども、ここよりもむしろ米の少ない十勝のほうが、このお米はこういうところでとれた、こういうふうに残留農薬はどこよりも少ないということをもう既に発信しております。これが北海道農政局が今多く主張しているところでありまして、ただおいしいのだ、新しい種類がおいしいのだ、北海道の米がおいしくなった、米どころはそんなことでうつつを抜かしていますけれども、実は北海道の中で米をつくっていないところのほうがトレーサビリティ、そういうものを表示して今進んで売っていますから、当然国のほうでもトレーサビリティが求められてくると思います。私は、法改正が義務づけられてくるのは時間の問題だと考えています。本日も朝テレビでも日本人がタケノコとかそういうものを外国から輸入したものを日本でつくったような、そういう表示をしている、そういうことは厳に厳しく取り締まられますから、北海道の中でもそういう形でもういち早く米の売り上げの少ない地帯からそういうことが動いているということをお私は非常に興味を持っております。今安心、安全を求めて、よいものであれば高くてもよいと、あの農家がつくったものであればと消費者がまとまって支えていくような、そういうコミュニケーションを基盤とした農業の支援システムがふえてきています。今までの農家の方は、立派なもの、安全なものをつくるのには生産高を競えない、また手間暇をかけなければならない、ですからなかなかゆるくないという、そういう切々とした小さな農家の声は今や大都市の隅々まで広がっていきました。そして、消費者のほうでそういう農業を支援するシステムが今徐々に、徐々にふえてきているということをお別町は強い認識と関心を持たなければならないと。私は、農業生産団体はここに大きな、きょうは総代会をされていると聞いてはいますけれども、単に麦の集積する施設をつくったらよいというだけでなく、それもどこよりも早くでなく、当別のきょう総代会を開いているのはもうほとんどの農協がやっていることを今やるわけでありましてけれども、そういうことではないということをお、総代会も非常に大事なことを決めますけれども、町議会でも桐井議員さんの質問の中で当別のお

米といえどもトレーサビリティが重大な問題だということが議論されたということが当別の消費者の方々に伝わるような議会であることを私は切に期待いたしておるところであります。

食料を南米だとか、あるいは石油を分けてもらうために産油国だとか遠いところから我が国は運んできておりますけれども、それで本当によいのかと。当然移送するためには燃油の消費は多くなるわけで、遠くから運んでくればくるほど、海賊にも遭うでしょうし、また遠い海原を世界にそう多くはない日本のタンカーで運んでくるのは、膨大なCO₂を我が国は太平洋上に毎日毎日、この議論をしている今も発散しているのではないのでしょうか。こういうことをフードマイレージという考え方でそういうガスを少しでも抑える、そういうことを一歩進めてやはり国内の食料自給率を上げていくことがよいことだという考え方はますます大きな声になるのではないのでしょうか。私は、自給率、北海道は200%とかということで誇ってはおりますけれども、それはただ知事がそういうふうにおっしゃっているだけで、本当に皆さん方が200%手にとって見えているわけではありません。また、大都会の人がそれだけあると認めているわけでは、確認しているわけではありません。食料生産基地として北海道がそういうことを直視して、そういうことをチャンスととらえて北海道の施策として、高橋知事は北海道の通産省出身で、自動車産業を広めて北海道の経済の幅を広げなければならないということを道政の中に高らかに掲げましたけれども、現在どうなっているのでしょうか。北海道の1次産業よりも自動車産業を苦小牧に誘致することが大変な道政の柱になって何回か吹聴されましたけれども、今世界のビッグスリーと言われるフォード、GM、クライスラー、全部アメリカの自動車会社はアメリカの税金でアメリカの国民に支えられなければ立ち行かない状態になっているのではないのでしょうか。そういうことを考えると、北海道で農業振興こそが主要産業になると、知事は腰を据えて全体を動かすことが必要であると思います。

先ほどから外国の話をしましたけれども、日本国内にあっても同様なことが言えるのでありまして、道内で産出される農産物が一度は首都圏の名古屋や大阪に運ばれて加工されて、そして全国へ出荷されて、その一部はまた北海道へ戻ってくる、これが当たり前だと思っているのではないのでしょうか、道政において、北海道経済において、町政において。例えば北海道の食料自給率が200%と知事はすぐおっしゃっておりますが、私は200%というものを目の当たりにしたことはありませんけれども、少なくとも数字の上で私の調べによると、畜産品は北海道でとれるものの30%は北海道で消費し、70%は牛乳あるいはチーズ、そういうものは道外へ行っている。水産物はずっとひどいです。北海道でとれる魚の19%は、北海道人が少ないから19%しか消費していない、あと81%は府県で、高い燃料をたいてとった魚を81%は実は道外の方が食べている。農産品もしかり、30%は北海道で消費しているけれども、70%はほとんど農協が、ホクレンが圏外へ移出している。北海道でつくったもので北海道が多く食べているもの、食しているものは飲料水です。飲料、ジュースなどは86%が道内で消費され、道外へ行くのは14%くらいであります。その他そうい

う飲料水に類したようないわゆる付加価値の少ないものについては、67%が道内で消費され、道外へ出ていくのは33%。つまり日本と外国との貿易の話に例えるなら、付加価値をつけられるようなものについては原料のままどんどん、どんどん外国へ持っていつている。原料のまま北海道のものを持っていつている。ジュースやそんなものは、簡単に加工できるから道内で消費している。しかも、付加価値が安いから、そういうものはよそへ持っていつても高く売れないから、こういう経済が北海道の経済であります。そういう中で農業を大事にしないで自動車の部品などを苫小牧へ持ってきて、それがよいのだと。実際によいのでしょうか。いすゞは、今どうなったのでしょうか。今私が答弁するまでもない状態でございます。私は、北海道庁の幹部の方々にこういうことを申し上げて、意見交換の場である何回も何回もお話をし、ほとんど山本副知事さん初め富樫石狩支庁長さん、皆さん考え方には同意をいただいて、そういう北海道の中でなかんずく石狩が農業を盛んにすべきであるということをおは添えて申し上げているのであります。

さらに、具体的な振興策として、農商工、流通の産業として考えるとき、北海道の人口の約4割、240万人を擁している、産業経済を含めてすべての面で北海道を牽引する、引っ張っていつている石狩地域を北海道の振興策の中心地域として政策の導入を入れるべきであるということをお進言しているのであります。つまり北海道民の40%がいる札幌周辺の農業を振興させること、それがこれからいざというとき道民に安心を与えるという、札幌市民のために北海道の遠くから食料を運んでくるということよりも、土地改良で相当石狩管内は予算を使っておりますから、当別町は過去を累積すると1戸当たり1億円くらいの農業基盤整備の予算を、これは農家が1億円もらっているというのではありません、農道とか排水路とかありますから。そういうことではありますが、1戸当たりになると1億円、これは他の支庁管内に類を見ないほど農業基盤整備はできているのであります。それだけ泥炭地帯など質の悪い農村であったということも逆には言えますが、そういうお金をかけたところで圧倒的多数の道民が住んでいる地域の農業を発展させて食を確保するということが道政の中心にならなければならないのでないかというのが私の提言であります。

すなわち、石狩地域の農業地帯に農と食に関する総合的情報発信拠点の整備が必要であるということでもあります。石狩地域にいろいろな総合的なこういうものがあるというようなことを発信できるような、そういう拠点が重要だと。そういう重要な候補地としては、当別町は消費地である札幌とまず隣接しているということ、また空港あるいは港を結ぶ交通の要衝にあるということ、産業の立地に必要な土地の確保が容易であるということ、今337周辺にいたしましてもべろっとあいています。千歳に向かう恵庭、北広の周辺ではよい空き地もありますけれども、より広く広大な土地があるということ、また情報発信のために大切なITの基盤が進んでいるということ、当別の場合は。そういうさまざまな優位性がありまして、町内にある国道337号線、そういうところに総合的な農産物を集積する、加工する、食べていただく、こういうものがあるという発信をする。また、農産物の総合的な施設がこの337周辺に一番優位性があるのでないかということをお提唱してござ

す。

私の考えているこの拠点の中身についてももう少し詳しく申し上げますと、現在考えていることでありますけれども、新篠津村を含む圏内のあらゆる市町村から農産物を集めてくる場所、さらにそういうものを軽トラマーケットで売る場所。2つ目は、米、麦、その他の野菜をホクレンのように大量ではなく小ロットで、大量では消費者が余しますから、小さなお店でも使えるように米、麦、野菜などを小ロットで最新の技術を駆使した微粉末にする加工施設、つまり今は米粉、米を粉にしてパンをつくるとか、米を粉にしてヨーグルトをつくるとか、あるいは生の野菜でもすべて粉にする、火を入れなくても粉にすることはできます、遠心力を使って。そういう革新的な技術を持った企業が今当別町で農業法人を立ち上げようとしております、農家の人と一緒に高岡で現実的に。企業秘密もありますから、今議場では詳しくは申し上げられませんが、ホクレンなどが進めているものよりも、今現在札幌市で民間企業がやっているものよりも超微粒にできる、そういう技術が今我が町に法人を農家の人と一緒につくろうとしております。3つ目は、集積した農作物、加工した粉、それから放牧豚、これもきのうあたり新聞で近隣の市で放牧豚の記事が出ていましたけれども、これも企業秘密で今公開しておりませんが、当別でもウン千頭の豚を来年から放牧で飼う準備に今着々と農家と企業とが進めております。これは、もう農業委員会も通りますから、ただどこかということのようなこと、企業の内容については申し上げられませんが、農業法人がもう立ち上がります。そういうようなことで、そういう豚の肉などを通年に町内でレストランで食べていただく、そういうレストランが必要だということ。4つ目は、農商業者と工業と流通機関、機構、そういうものと消費者とをつなぐための研修、または情報スペース、何回も言っておりますように、今はネット販売、あるいはネットの情報交換の時代ですので、そういうスペースが必要であるということ。そしてまた、そういう施設があれば当然駐車場あるいはトイレといった道の駅的な施設、こういうものが必要であります。

こういう内容をこのように力を入れて北海道の中で私は副知事初めいろいろな方に話しておりますので、北海道のいろいろな人が理解をしましたが、北海道の経済部以外のいわゆる財政担当の総務か企画かわかりませんが、そういう部のほうではこういうものを全部道費でやるということになると、これは大変だということで石狩支庁に当別案の確認に今当たっています。これは、先般農協の農業団体の会議でも私は発言しましたけれども、確認というのはいいことではひょっとするとつぶされるのではないかと私は憂えております。確認を今急がれている、そういう感じでありまして、北海道においてこれを私は全部北海道がやりなさいと、やってくださいと言っているのではありません。北海道がそういう政策を立てるべきでしょう、そして石狩の農業をそういった形で発展させるべきでしょうということを申し上げておるのでありまして、施策の中心として札幌圏の自治体の理解ももちろんいただきながら、冒頭に申し上げました札幌広域圏議会などでの首長さん方の協賛をいただきながら、財政的に幾らかは当別町も配慮しながら、これは恐らく何十

億という事業に全部やる場合はなると思いますが、そういう場合町も例えば土地の問題の解決とかそういうようなことについて取り組むこと、リスクは多少考えることとしながら当別のブランドの創出につなげていくように、議会を初め農業者を含む住民の皆さん、農業団体、商工会、建設業界など町全体として各方面に強く発信していきたいと考えております。今ここが私は私たち当別町は勝負どころだと考えています。いいことだけでも、道の財政あるいは道の企画のほうではあんなこと石狩管内だけ、なかならず当別だけでやられるということになると、これは困ったものだというような、もしそんな短絡的な考えがないとは思いますが、あるための確認だとすると、これは私はゆゆしいことだというふうに思っています。国は既に農商工連携のための予算とかファンド、資金ですね、そういうことをやるのであれば通産関係では、これはもう副大臣も、今札幌市の人が副大臣ですが、経産省も当別で会社を立ち上げるなら、そういうことについては国の施策である農商工連携のファンド、貸し付けるお金、低利のお金、そういうものはまだ予算がありますよというふうに言われております。来年度もそういうことについて早い時期に手を挙げれば、補助金の対象にはもちろんなるとして私は考えておりますので、そういうふうに準備をしておりますから、特に桐井議員さん初め議会の皆さんには特段のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、施策の方向性と施策の整備方向などについては、支庁制度改革に伴いまして高橋知事は地域振興条例を制定すると。支庁制度改革でいろいろ意見がありますので、後ほどどなたかが質問することになっていきますので、そのとき詳しく答弁をさせていただきますので、ここでは省略させていただきますけれども、要するに知事は支庁制度改革はするけれども、地域の振興条例もつくと、地域が寂れるということに対して振興する条例を制定すると言っておりますので、目下北海道町村会4団体で、市長会、市議長会、町村会、町村議長会4団体で、それぞれ町村会が中心になって意見を取りまとめて、道に対する出すものですね、取りまとめておりますので、それぞれの地域の振興策の要望事項として石狩支庁管内として新篠津と当別とできちっとした案をつくりまして、今申し上げたようなことを役所に出すような文書に文言整理しまして、石狩管内の選出の2名の道議会議員に石狩管内町村会として当別と新篠津の正副首長、つまり町長、村長、副村長、副町長、それから正副議長、4人ずつ8名で石狩管内選出の内海道議さん並びに織田道議さんに道議会の会派室に12月3日に行きまして正式に要請をしてきておりますので、桐井議員さんの所属する公明党道議会も支庁制度改革には賛成のようではありますが、ぜひ賛成は賛成としてよろしいとしても、理解するとしても、それにかわる振興策を知事がとると言ったことに対して町村がまとめたわけですから、これは是が非でも道議会の公明党も当別が上げる振興策にご協力くださいますようお願いを申し添えまして、答弁といたします。

○議長（竹田和雄君） 桐井君。

○11番（桐井信征君） 再質問させていただきます。

丁寧なご答弁、本当にありがとうございました。何か前半は私が質問をされているよう

な気にもちょっとなりましたけれども、町長の当別における振興、特に農業を中心にして、農作物を中心にしてこの町の振興を図っていくのだという気持ちは十分に私のほうには伝わってまいりました。そしてまた、その具体策、そういうものもやはり道とかけ合いながらやっているのだなというようなものが伝わってきております。

そうした中で再質問ということになりますけれども、先ほど支庁制度改革にも町長のほうがちょっと触れてきました。そういうことで、この支庁制度改革に伴って北海道の振興施策として、これに対して町長は今発信する拠点が重要だということで施策を提言しているようにもうかがえましたが、この施策、すなわち情報発信の拠点となるこの施策については、支庁制度改革を進める上で北海道が振興条例を制定し、その条例に沿って施設の設置などを進めるものと私は判断しているところでございますが、端的に言いますと、振興局となる地域、すなわち石狩、檜山、日高、留萌、根室、この5つの地域の振興を図るため、ますます地域の産業基盤を勘案して施設の整備を含め必要な振興策に要する事業について交付金や補助金制度が創設されることとなりますので、この振興予算を充当するものと理解していたところでございます。昨日の新聞報道では、石狩を除く4地域を交付金対象の特定地域とする旨の内容がございました。この件につきましては、9日の道議会予算特別委員会で同党の横山信一議員が質問をしておりますし、今町長がうちの党にも理解を求めるとい声がありましたが、我々公明党としてはやはり高橋知事、ここに対してやるにはやってもいいけれども、しっかりと町村会と議論した上で時間をかけて慎重に取り進めるべきだということを長々とここは前から言っているところでございます。そういうことで、本町を含む石狩地域は交付金、補助金などは対象外とされ、支庁制度改革の中で石狩地域のみが振興条例に基づく特定地域から外されると私は受けとめております。この部分は、非常に大切な内容でありますので、今後のまちづくりに大きな影響を与えると考えられます。町長は、北海道の町村会の副会長でもあられます。町長に現在のこの制度の現状や課題、今後の方向性と何よりこの情報発信の拠点を提言しているこの制度の見直しについて再度ご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（竹田和雄君） 答弁調整のため、5分間休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時17分

○議長（竹田和雄君） 再開いたします。

桐井君の再質問に対して答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 桐井議員さんの再質問にお答えをいたしたいと思います。

現在の支庁制度改革に関する状況と情報発信拠点の整備に関する見通しについてですけれども、北海道が地域振興条例を制定し、進めるものと判断しているのかというふうに伺われたと思いますけれども、地域振興条例というのは条例という性格上、道が設置している今回知事が言った振興地域の条例にしても、どっちにしても性格上普遍的なものでなければなりません。北海道が条例をつくって例えば当別なら当別だけ、札幌なら札幌だけ振興させるといふ条例は条例ではないという、そういう識者が一定の認識を持って今振興条例を協議しているところでもありますから、その性格上、個別にどこに何をするという、そういうものを明記するものではないのだと私は思っております、目指す姿だとか、取り組む姿勢だとかなどを条例で決めて、条例を動かしていくために各支庁ごとに政策の展開方針が定められているというふうに理解しております。

ところで、この石狩支庁の政策展開方針、今まで決まっているものの中で大消費地近郊の利点を生かして農商工連携、産地消費一層の促進をするとか、食と農に関する情報発信体制を強化すると、実は私が力説したものについては石狩支庁の政策展開方針の中にはちょっと、注意しないとわからないですけれども、ちょっと実は前から書いてあることなのでございます。ですから、そういうことでもありますから、地域振興条例に基づいて取り進められるというふうに、今度道が振興条例をつくったとしても、それは石狩の場合は展開としてそういうことになるだろうというふうに考えておりました、また提言しております情報発信の拠点の整備の見通しについてですけれども、一部の新聞では振興局となるのは石狩、檜山、留萌、日高、根室の5地区であるというふうになっております。また、交付の対象になるのには石狩を除く4地区というふうについせんだってどこかの新聞に報道されたことはあります。したがって、桐井議員さんは、では町長のお題目はよくわかるけれども、交付金がなかったらどうするのという、当然ご心配だと思いますけれども、私は北海道知事が振興条例制定は当初説明したとおり、当初石狩を除くとは言っていないから、途中で新聞が何か書いたことは私も承知しておりますけれども、そういうふうに知事は4つだけだというふうにはまだ明言しているというふうにはとっておりませんし、明言できるわけがないというふうに思っております。振興条例の取り進めイコール施策展開方針であるということからすれば、交付金対象の特定地域であるかないかの問題とは別に振興策を遂行していかなければならないというふうに考えております。しかしながら、どれだけ振興策が展開されるかということについては、ここが勝負どころだと申し上げましたように、当別町が農商工連携で施策を実際に遂行するために、北海道が食と農と、それが重要案件で北海道発展のために施策として打ち出していく、北海道がこれはどうしても大事なのだということを打ち出さなければ、当別町に協賛しようとする企業もやっぱり本気度が変わってくるということになるのではないかと思います。北海道町村会はもちろん、石狩圏内の各団体の意見として強く発信できるように私は今努力をしております。

ここで桐井議員さんに釈迦に説法をするところではありません。私は、本当に道庁に行つて、また国に行つてはこれの倍ぐらいのバイタリティーで実は行動してきております。

常にその場合、大変僭越ですけれども、議会議長、また議会のそれぞれの立場の方々には相談しながら、時には一緒に議長には臨んでいただいているということでございまして、今後もこういう体制を整えてまいりたいと思っております。桐井議員初め議員の皆さんにもいろいろな面で、ここはひとつ我々理事者側がやることを見ている、もし間違いがあったら助言するというのではなくて、これはかけでありますから、本当に一つも間違いのできないことですので、一寸の揺るぎなくすべての議員さんにご協力お願いしたい。特にご質問いただいた桐井議員さんには道議会挙げて、あるいは国の先生方に、公明党の先生に、随分私もこの件につきまして参議院の先生にお世話になっておりますので、ぜひ桐井議員が心配されたようなことが、町長は心配していないと言うけれども、本当に心配しないようにせいよというご助言を心からお願い申し上げまして、答弁といたします。

○議長（竹田和雄君） 桐井君。

○11番（桐井信征君） 再答弁ありがとうございます。

再々質問ということでございますが、本来だったら先ほどの再質問の中で言うべきだったのかなと思いますけれども、雫石に来年の6月に視察に行きたいというようなご答弁がございましたが、これは町長、行政部門だけで行かれるのか、それともまた農業者も交えた、そういう方々とともに研修視察ということになるのかなというのが先ほど聞けばよかったですけれども、今再々質問でお聞きしたいと思います。

今最後に町長が申されました我が党の道議会議員、また国政の議員たちということにも私のほうからもこの当別町、また北海道におけるこの情勢というものは向こうも知っているだろうと思いますけれども、私のほうからも強くこうなのだとすることを要望をしまして、このように思っておりますので、その点1点だけひとつお願いいたします。

○議長（竹田和雄君） 町長。

○町長（泉亭俊彦君） 直売所の視察につきましては、今年度考えておりましたのは、補助金が決まりましたら、それをできるだけ多くの生産者の方が参加できるように案分をして、50万か80万程度のもので、例えば10万ずつなら5人とか8人とかということになるのをなるべく、生産者の自己負担も伴いますので、その辺は生産者の方々とJAなども協議をして、場合によってはJAさんがさらにオンしてくれる、追加してくれることも期待をしながら、なるべく生産者の方がたくさん、町のほうからはそういう方々が有効な視察ができるようなお手伝いの方が行くことはあるとしても、生産者を中心としてということ今年度考えておまして、多分来年度もそういう方針は変わらないと思っておりますので、答弁といたします。

○議長（竹田和雄君） 以上で桐井君の質問を打ち切らせていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時30分

○議長（竹田和雄君） 再開します。

次に、通告2番、洞内君の質問であります。

洞内君。

○1番（洞内真由美君） 通告に従いまして、2つの項目について質問させていただきます。

初めに、子どもの権利が尊重されるまちづくりについてです。1989年11月に児童の権利に関する条約、子どもの権利条約が国連総会において満場一致で採択され、1994年、日本が批准して以降、国内でも子どもの権利を保障する条例を制定する自治体がふえています。道内では、2002年、奈井江町、2006年には芽室町で条例が施行され、ことしの11月には札幌市で札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例が制定され、北広島市では子どもが夢と希望を持ち幸せに暮らせるまちを目指して子どもの権利条例の策定に向けてパブリックコメントが実施されたところです。子どもの権利とは、すべての子どもが生まれながらに持っている無条件に認められている生きる権利であり、自分の権利を主張し、守ることは同時に相手の権利を尊重し、守ることであり、他人の権利を侵害しないという責任を伴うということです。子どもの権利を尊重することと子どものわがまを助長させることは、全く違うことです。当別町においても子どもの権利が尊重され、子どもが安心感と充実感を持って自分の町で暮らしていけると実感することができるようなまちづくりのため、子どもの権利条例を制定することが望まれますが、見解を伺います。

2点目に、中高生の居場所づくりについて伺います。札幌市では、中高校生の放課後の居場所づくりとして児童会館の夜間利用が進められており、現在104の児童会館のうち60館で利用できます。勉強や読書、スポーツ、楽器演奏、ボランティア活動など幅広い活動に利用されています。思春期の子どもたちには家と学校以外の居場所が必要です。仲間と行動をともにし、語り合い、時には読書や勉強などで一人の時間を楽しむために気軽に行ける居場所が身近な地域に求められています。一人でいても孤独ではないと感ずること、他人の気配が感じられ、安心感を得られる場所であることが重要です。温かいまなざしに会い、あいさつをし、会話ができるような関係を親や先生以外の大人とつくるのが今の子どもたちの生活に必要なのではないのでしょうか。当別町では、中高校生が放課後無料で気軽に利用できる児童会館のような施設はありませんが、公共施設のロビーなど、例えばコミセンや総合体育館、学習交流センター、ゆとりのロビーを中高校生にとって居心地のよい空間にすることは可能だと思われます。その場にいる大人たちが温かいまなざしで迎え入れるだけで十分です。中高校生の居場所づくりについてどのようにお考えか伺います。

次に、学校給食についてです。当別町の学校給食センターは、1995年に建設されました。機械設備、厨房器具、食器などは当時に設置したものを12年間現在も使用しており、老朽

化による故障、ふぐあいが日々起きている状況にあります。家庭用の電化製品も8年ぐらいで故障してきますが、給食センターの大型冷凍庫なども耐用年数を超えて使用しているものが多く、メーカーでの補修用部品の最低保有期間も終了し、故障しても修理して使用することが難しい状況になっています。今回の補正予算で緊急に修理、取りかえを要する器具、備品については予算が組まれましたが、緊急に修理が必要になると予想される器具、備品はまだ多数あり、器具の故障により突然給食がストップしてしまうという最悪の事態を避けるためにも早急に補修計画を立て、優先順位を見ながら段階的に予算措置し、器具、備品、食器などの修理、買いかえを進める時期であると考えます。

質問の1点目ですが、メラミン食器の耐用年数についてです。現在給食センターで使用しているのは、プラスチックの一種であるメラミン樹脂製の食器ですが、給食センター建設以来12年間使用しており、破損したものを補充するだけで、全面的に交換したことはないと聞いておりますが、メラミン食器の耐用年数は何年か伺います。

2点目に、給食食器をメラミン樹脂製から強化磁器食器など化学物質を極力使用していない食器への転換について伺います。メラミン食器は、プラスチック製ですから軽くて運搬しやすいこと、耐衝撃性、耐熱性にすぐれていることなどから多くの学校、病院などの給食に使われており、メーカーサイドでは安全性をうたっていますが、プラスチック製の食器から化学物質が全く溶出しないという保証はありません。プラスチック食器からは原料モノマーや添加剤を初めとするさまざまな化学物質が溶け出し出てくることがあり、メラミン樹脂からは原材料のメラミンとホルムアルデヒドが溶出することが知られています。特に子どもたちが毎日食べる学校給食の食器であり、化学物質への感受性が高いと考えられる子どもたちの毎日の生活の中から化学物質の低減化を図るためにも、メラミン樹脂製から強化磁器食器など化学物質を極力使用していない食器への転換を進めるべきと考えますが、いかがか伺います。

3点目に、洗浄剤の全面石けんへの切りかえについて伺います。合成洗剤にはさまざまな化学物質が使用されており、環境ホルモンと言われている生物の体にさまざまな悪影響を及ぼす化学物質も多数含まれています。現在給食センターで使用されている洗浄剤は、どのような成分のものでしょうか。子どもへの化学物質の影響をできるだけ少なくするため、食器に残留して子どもたちの口に入る危険性の高い合成洗剤の使用を全面的にやめ、すべての洗浄を石けんで行うべきと考えますが、見解を伺います。

4点目に、給食センターの運営委員会についてです。現在運営委員会は、教職員5名、保護者3名、学識経験者3名で構成されていますが、一般の町民の視点を反映させ、広く給食センターに関心を持ってもらうためにも一般公募の枠をつくり、公募委員を参加させるべきと考えますが、いかがか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（竹田和雄君） 洞内君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 洞内議員さんの一般質問にお答えをいたします。

最初に、子どもの権利条例の制定についてでございますけれども、社会全体で少子化対策を総合的かつ計画的に推進して子どもの未来に夢や希望を持てる社会の実現に資することを目的としまして、平成16年の10月19日に北海道子ども未来づくりのための少子化対策推進条例、通称子ども未来条例が制定されております。この条例の基本理念として、子どもの権利及び利益を最大限尊重することと制定されておりますので、札幌市では平成20年第3回定例市議会に議決され、来年の施行に向けて準備が進められております。また、北広島市を含めた道内4つの市町村で取り組みが進められています。当別町では、当別町行財政システム再構築プラン、それから当別町子育て行動計画、その2つに基づきまして子どもの最善の利益を実現するため子育て支援に積極的に努めておりまして、当別町第5次の総合計画では、来年からの総合計画では基本的な視点として子育て支援や生涯学習に取り組むこととしておりまして、生涯学習推進計画では乳幼児から熟年期までそれぞれのライフステージに合わせた課題や具体的な取り組みについて明らかにして子育て支援や児童生徒、学生、生涯を通しての支援に取り組むこととなっております。今後も関係機関、教育委員会部局、それから福祉部局の連携を深めながら積極的に子育てに関する施策を進めてまいりたいと考えております。

なお、これらの子育て支援などの取り組みと北海道が制定している子ども未来づくり条例を遵守することで子どもの権利及び利益の尊重に十分対応できるものというふうを考えておりますので、本町として新たな条例制定の考えはありませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

中高校生の居場所づくりの件でありますけれども、当別町総合保健福祉センターにおいては、ゆとろですね、においては町民の健康と福祉の向上を目的に設置した施設ですので、施設設置の趣旨に沿う使用については大いに活用していただきたいと考えておりますし、現在さまざまな事業、例えばデイサービスだとか遊びの広場などに実習など中高校生や大学生、ボランティアの方々によって活用いただいております。また、ゆとろのロビーにつきましては、平日であれば開館時間内に町民の方々と一緒に利用していただきたいと考えています。

以下、教育施策については教育長より答弁させていただきますので、私のほうの答弁は終わります。

○議長（竹田和雄君） 教育長。

○教育長（高橋 義君） 洞内議員の一般質問にお答えいたします。

社会教育施設における中高生の居場所づくりについてでございますけれども、ご承知のように社会教育施設は地域文化だとかスポーツの振興を図る目的に設置しております。総合体育館、それから西当別コミセン、白樺コミセンにおいては、特に中高生についてもそのサークルを組むことによって青少年団体登録をしていただく、そのことによって減免措置をしておりますので、スポーツや文化活動のために大いに利用していただきたいなとい

うふうに考えているところでございます。また、新しくできた学習交流センターは閲覧室を設けておりますので、話し合いだとか、あるいは学習、あるいは資料調査に自由に利用できるというふうにしておりますので、これまた自由に利用していただければというふうに考えております。ご質問の中高生の語らいたとか、あるいは集いというふうな場としては、社会教育施設では総合体育館だとか西当別コミセン、それから白樺コミセンのエントランスホールの利用を考えられるかと思えます。特に他の利用者に迷惑をかけない、例えば大声を上げたり走り回ったりしないなどという、そういうルールの中でこれまでも利用していただいておりますし、今後ともこのようなルールの中で居心地のよい利用をしていただくよう取り計らってまいりたいというふうに考えております。

次に、給食センターについて、最初にメラミン食器の耐用年数ということでございますけれども、本町の場合はご指摘のように給食センターで使用しているのはメラミン食器ですけれども、これは60年以上の食器としての歴史もあります。材質の性格としては、食器の表面に傷がついても、仮に故意にサンドペーパーで傷をつけても安全性については何ら問題がないというふうなことが報告されております。また、国会においてもこの安全性について取り上げられたことがありますけれども、食品衛生上の規格基準には問題もない、安全であり、使用しても問題ないということでございます。さらに、ホルムアルデヒドの溶出についても、その溶出量というのは自然食品に含まれる量よりもはるかに少ないということが確認されております。したがって、このようなことから耐用年数については特に定めてはならず、また多くのところで使用しているという現状にあります。しかしながら、食器などの割れとか、あるいは傷、欠けなどの機能的な問題とか、あるいは表面に光沢がなくなってきたとか、それから汚れや黄ばみというふうなことがあった場合については順次取りかえてきている、そういう現状にあります。

次に、強化磁器食器への転換ということでございますけれども、平成7年度にセンターが開設しておりますけれども、そのときに今使っているメラミンだとか、アルマイトだとかステンレスだとか、ポリプロピレンだとかガラス、陶磁器、木製品も含めてさまざまな食器の中から検討しました。水切れがいいとか、安全で衛生的であるとか、軽量で持ち運びに便利な食器としてそのときにメラミン食器が決定されております。そのメラミン食器を決定したということに伴って食器洗浄機だとか、あるいは食器かご、コンテナ、保管庫がそれに合わせて、その使用に合わせて決定をしているということでございます。したがって、強化磁器食器への転換というのは、単に食器を転換するというだけではおさまらなくて、食器洗浄機の入れかえだとか、あるいは食器の厚さだとか重さの増加に伴う安全性確保などの点から食器かごだとか、あるいはコンテナ、保管庫の入れかえ、改造などが必要になってきております。そういうことから、当分は現在のメラミン食器を使用せざるを得ないというふうに考えているところでございます。

次に、洗剤を全面的に石けんに切りかえるというご質問でございまして、現在使用している食器洗浄機自体が石けん対応となっていないということで、仮に石けん水を使

用するとなると目詰まりを起こしてくるというふうな、そういうことで洗浄機が機能しなくなる、こういう問題もあります。また、油の多いものについては汚れが落ちづらくなり、人手によって改めて手洗いをしなければならない。したがって、そういうふうな形で石けん水だけでやっていくと完全に汚れを取ることはできないというふうな、そういう課題もあります。したがって、石けん水を使うことによって今のところ業務も、あるいは費用もふえたりかさんだりというふうなこともありますので、一般的に使用されている合成洗剤で対応せざるを得ないというふうなことを考えているところでございます。

もう一つお尋ねの何を使っているかということでございますけれども、商品名はエクスードという商品名ですけれども、成分はケイ酸塩だとか水酸化カリウム、カルボン酸塩、多価アルコールというふうなことでの製品を使っているという現状にあります。

次に、学校給食センターの運営委員会の一般公募枠のことでございますけれども、現状の委員は先ほど議員が話ししておりましたように校長、教頭、教諭、養護教諭、学校事務職員などの教職員が5名、それから各学校のPTA役員だとか、それからPTAの連合会から保護者として3名、それから学校医、それから当別町食生活改善協議会からということで学識経験者枠として3名ということで給食に関係のある方々合計11名にお願いをしている状況にあります。現在食育の充実だとか給食の安心、安全の面などから食に関するさまざまな問題も出てきており、より広い視野での検討も必要になってきているということですので、議員ご発言の一般公募の件につきまして今後十分検討してまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（竹田和雄君） 洞内君。

○1番（洞内真由美君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。

給食のことについて再質問させていただきます。今洗浄剤の成分についてお答えいただきましたが、まだ人体に影響があるかどうか確認されていないような合成洗剤を使用しているということは、子どもの化学物質のリスクを十分に考慮して使用していただきたいということを要望いたします。その化学物質などの情報公開についてお聞きしたいのですが、年々アレルギーの児童がふえる傾向にありまして、またごく微量の化学物質にも反応してぐあいが悪くなってしまうような化学物質過敏症などを突然発症することもあります。このような子どもたちへの十分な配慮はされているのでしょうか。新しい化学物質が日々開発されて次々と使用されていまして、研究が進むことのできるうまで安全だと思われていたものがきょうには危険であると判明するかもしれません。今使用している洗浄剤の成分がかわったり、化学物質の安全性にかかわる新しい情報が明らかになった場合など、速やかな対応が求められますが、その情報公開などについてどのような対応かお伺いいたします。

○議長（竹田和雄君） 教育長。

○教育長（高橋 義君） 洞内議員の再質問にお答えいたします。

アレルギー対応ということで、現実の問題として最近の子どもたちの中に何が原因なの

かということとは特定はされておられませんけれども、アレルギー体質がふえてきているという現状は私たちも承知しております。したがって、このことについては給食との関係でかなり私たちも気を使いながら、年度初めのときに子どもたち、あるいは保護者との十分協議の中で給食に当たってアレルギー体質の子どもたちについての対応ということなども今進めてきて、その状況によって同じような給食ということにはならないということの対応を今させていただいているところでございます。

それから、化学物質について、確かにいろんなところで最近科学が進歩してきた、あるいは医学が進歩してきたというふうなことで今まで使われていたものが実は有害であったとかというふうなこともありますし、そういう情報の中で私たちも給食を進めていくということについてはかなり神経を使わなければならないというふうなことも考えております。したがって、これは一当別町だけの問題ではなくて、全国的に給食を進めている中で、何を使うか、何が安全なのか、何が危険な状況になってきているのかということとは常時情報交換をしながら進めてきております。そういう中で今使っているものが仮に有害であるというふうなことについては、それはもう即座に私たちとしても対応しなければならないというふうに考えているところでございますので、ご理解いただければというふうに思っております。

○議長（竹田和雄君） 以上で洞内君の質問を打ち切らせていただきます。

ここで休憩をします。

なお、午後1時より再開いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（竹田和雄君） 再開いたします。

次に、通告3番、白杵君の質問であります。

白杵君。

○4番（白杵英男君） それでは、一般質問をさせていただきます。

先ほど桐井議員におかれましては、この件に関する事でそれぞれ町長の答弁いただいておりますけれども、そういうことで重複する面があるかなと思いますけれども、その部分について重複があるというご判断のもとであれば、その部分については割愛していただいて結構ですので、通告のとおりある程度質問させていただきたいなと思います。よろしく願いいたします。

まず、北海道における支庁制度の改革についてお伺いをいたします。このことにつきましては、12月4日に開催されました議員協議会においても若干の現状報告を受けました。その後、道に大きな動きがあったように一部新聞報道等ありましたけれども、現在どのよ

うな状況で進められているのか、国や道の対応を含めてお伺いをいたしたいと思います。

また、北海道町村会や道内の各町村の現状認識についても、知り得ている範囲で結構ですので、お聞きをしたいと思います。

次に、通告にありますように、軽トラマーケットによる市場と赤れんが6号倉庫、通称ふれあい倉庫ということですが、それについてであります、この件についても桐井議員のご質問等で町長は大変将来的なスケールの大きな魅力のあるご説明をされておりますので、重複する面もあるかなと思いますけれども、将来的なビジョンの部分の以前の部分で、細くなるかもしれませんが、ご質問をさせていただきます。

私は、6月定例議会において一般質問で軽トラマーケットについてお伺いをいたしました。それから5カ月半の月日を費やしました。現在までの間に食料安全の問題や食料偽装問題、輸入穀物価格の高騰、自給率の向上と毎日必ずと言ってよいほど新聞、ラジオ、テレビ等で話題に上っております。改めて地産地消や消費者が産地から見える食料の大切さを感じておる次第であります。そのような状況と当別町の農産物の知名度を上げ、近隣町村に向けた販売を目的としたまちおこし事業の軽トラマーケットと当別町駅前で特産品の販売や各種イベント、産業、文化の情報発信等をする赤れんが倉庫のことにつきましては、まちおこしとして目的が重なるものとして一緒に質問をさせていただきます。

まず初めに、軽トラマーケットがことしから札幌市等で実施されましたことについて、現実に実施してその効果等自己評価はどのようであったかお伺いをいたします。非常に話題性があり、かなり効果があったのではないかなと私も思っていますが、実際に実施して出品する方々の苦労もあったように聞いておりますが、反省等も含めてお伺いをいたしたいと思います。

ふれあい倉庫については、実施されてからことしまで実績を踏まえ、努力されているように私も感じております。販売品の品ぞろえやホール利用などがもう少しあったらなという気もしております。気軽に小さなサークル活動にも使用できるようにして、いつも町民が集う場所にならないかなというふうに念じております。4月以降は、レストランも閉めていると聞いております。レストランの再開、どのようにお考えになっているか、さらにレストランのここにあるという維持についてもどのようにお考えになっているか、お考えをお聞かせください。れんが倉庫についても今までの運営状況、利用状況等をお聞かせいただきたいと思います。と思っております。

質問は、それぞれまじっておりますので、申しわけないのですが、次に軽トラマーケット市場を国道337号において開設する予定であるとのことですが、ことしの軽トラマーケットを実施された経験から、先ほどご答弁ありました大きなビジョンに向かってのそこにたどり着くまでの経緯として今後どのように進めるべきかということについてお伺いをいたします。

どのような人が出店できるのか、出店したいのだけれども、どのような条件があるのかわからないというふうにも私どもにお尋ねになる方もたくさんおられます。運営協議会等の

もとに行っていることとは聞いておりますけれども、この事業が軌道に乗ってきたときにはさらに町民の意識が向上し、参加しやすい運営方法になればと思っておりますが、どうでしょうか。

また、今回の軽トラマーケット等の出品者は農業者主体ということであったと思います。野菜栽培や農産加工は農業者だけのものではなく希望者がだれでも参加しやすい形態がよいのでないか、町民個々の楽しみややりがいにつながるようにすることも一つの方法だと思っておりますが、いかがでしょうか。

最後に、産業振興、まちおこしに十分効果が上がるように、そしてぜひ成功して町民の方々の楽しみややりがいにつながるように私も協力したいと思います。

どうぞご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（竹田和雄君） 5分間休憩いたします。

休憩 午後 1時08分

再開 午後 1時13分

○議長（竹田和雄君） 再開します。

白杵君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 白杵議員さんの一般質問にお答えをさせていただきますが、午前中にも申し上げたところでございますけれども、今、町議会が何を議論しているのか、一人でも多くの町民の皆さんに理解してもらうことはとても大切なことだというふうに考えておりますので、テレビのまねをするとか、そういう短絡的なことではございませんが、私なりに手法だとか話し方だとかを工夫して一般的な過去の慣習にのっとりたような議会答弁にならないように努めながら誠心誠意答弁申し上げたいと思っておりますので、あらかじめご理解をいただきたく思います。

高橋知事が打ち出した支庁再編案は、現在の14支庁を9つの支庁として、残りの5つは廃止し、出張所に格下げしようとするもので、今までの14支庁を公平に扱ってきたのになぜ格差をつけなければならないのか、理由もあいまいで、弱者切り捨てにほかならないと私は考えております。支庁制度改革の必要性は、だれでも認めていますし、私も改革は必要だと思っております。しかしながら、道の示した案には大義名分がなくて、かたくなに知事が強行しようとしているのではないかというふうに考えます。

ご質問ありました支庁制度改革の経緯について伺いたいということですが、今ここでベテランの白杵議員さんと私が経緯について話さなければならないほど、白杵議員さんが町民のために質問していただいているように、一体支庁制度というのはどんな経緯があったのだと、恐らくは2万人近い町民のうち100人とこのことをしっかり説明できる人

はないであろうと私も思っていますから、白杵議員のご質問に感謝を込めながら答弁させていただきますけれども、道の説明によりますと、今からもう6年も前に支庁制度改革やるよと言っておったよというふうに言っておりますが、そんな記憶がある人は恐らくこの議場にも私はほとんどいないというふうに思いますが、道の記録によりますと、平成14年11月に支庁制度改革に関する方針を策定したというふうには記録はあります。そして、15年の2月には、その支庁制度改革に関する方針ではなくて、今度はちょっとかたくなって支庁制度改革実施計画というものを策定したと。そして、16年には北海道・自治のかたち円卓会議というのを5回も開催したよというふうになっております。そして、支庁制度改革に関する意見の交換会も開催したよということになっております。これらは、それぞれ道庁の中で限られた方々がこういうことをやっているのでしょうか、恐らくは。ほとんど町議会も町村の理事者もわかっておる人はおりませんから。ただ、はっきりしてきたのは、平成17年の3月に支庁制度改革のプログラムというのを策定しまして、そのときに支庁は今14あるものが6つの圏域になるということは、そのころ今考えてみますと新聞にもちょっと出たように記憶いたしておりますが、それは17年で、18年になって、約1年たって新しい支庁の姿と、骨子案ということで道央圏を含む6つの圏に支庁を設置するというふうに書かれました。

ちょっと図面を出させていただきます。2つの図面を今出させていただきますけれども、この右側のほうの、議員さんのほうから見て左側の北海道地図の6つの圏域に、こういうふうに分けるのだということをはっきり新聞などで報道し出したのは18年の6月でありました。そして、北海道の中で札幌市のあたりを道央支庁として、あとは倶知安と岩見沢と室蘭と浦河に6つに切って、札幌には道央支庁ということ置いて、あと倶知安とか浦河とかそういうところには地域の行政センターを置くというようなことを18年ころには新聞にもちらっと、道の中で一部の人が、偉い人が議論したことをこういうふうには報道されたことはありますが、その4つのところには地区のセンターを置くというような、それが19年の末、11月ごろになって、今度は新しい支庁の姿の骨格案ではなくて原案ということになって、6つの区域に分けるはずだったのが、どうぞこの地図の左を見てください。議員さんから見て右側になると思いますけれども、9つの総合振興局と5つの振興局、そういうことに分けるというふうになったのであります。それは、あくまでも道庁の中で決めていること。そして、道央振興局が札幌から、最初は6つのときは札幌に中央を置くということだったのですけれども、今度は9つと5つになったときには札幌から岩見沢に変更して、倶知安、岩見沢、室蘭、最初に6つのときは地区行政センターにするよと言ったところが突然今度は総合振興局に上がったのであります。そのときも石狩だけは格下げになったのであります。何が起きたかわかりませんが、6つにして札幌は道央の支庁にするよと、あと4つは、倶知安や岩見沢や室蘭、浦河は行政センターにするよと言ったものが19年になって9つと5つになって、その地区行政センターになるはずだったところが今度は総合振興局に格上げになったのです。石狩は、私がぼうっとして

いたものですから、格下げになったのです。これだけでも、この事実を今認識するとびっくりする町民が私はほとんどでないかと思えます。こういうことを北海道の中で進めていたのであります。

そこで、白杵議員が質問ありましたように、町村会はどんな取り組みをしてきたかということでもありますけれども、新しい支庁の姿、つまり9つと5つの案が出たときにあなた方はどういうふうにするのだと。道は、14年からもういろいろ意見を聞いたりしてきましたよと。道の中で担当者が会議をして、石狩支庁を經由して賛成か反対かぐらいの文書は来ておりましたけれども、ほとんどの自治体はいずれ何かをやるということかと、しっかりなさいぐらいの返事で、そう深刻な問題とは受けとめないで担当者がそれなりの答弁を、説明をして、地域が寂れないようにしてほしいよとか、やる場合は慎重になさいよとか、ごく当然のはい、はい、賛成ですということではない、そういう文書をずっと出してきておったのであります。このときに、19年の11月、つまり1年前に9つと5つになったときに説明を始めました。そして、2カ月たって、年末は大変でしたから、ことしの1月になって町村会で意見を取りまとめまして、町村会は4つの団体、市長会、市議長会、町村会、町村議長会、4つの団体、地方四団体というのであります。これは全国でも四団体というものがありますが、北海道の四団体で拙速に行くことはいけないと、慎重に進めろと今まで文書では担当者のほうから出ておったはずですよということをしっかりと今度は町村会、市長会で道のほうに重い文書を出しましたけれども、4月には四団体がそろって要請行動をしました、おいおい、冗談でないよということで。中心になったのは町村会、それから町村議長会であります。市のほうは、このころもいろいろな立場があったのかもしれませんが、町村ほど真剣な受けとめ方はなかったというふうに思っておりますが、そしてことしの6月、支庁制度改革に関する要望というものを改めて町村会は知事のほうに出しまして、それでも知事はこの要望を出した後も同じ6月の議会に提案すると記者会見を開いて表明しましたので、そこで町村会としては真剣に対応しなければならないということで、9つと5つに分けると言ったうちで振興局になるというのは、こちらの図面で色塗りしたところですよ。こういうところが中心になって集まりまして、道庁の前、札幌に集まりまして、数百人規模で支庁制度改革決起大会というのを開催しまして、決起大会の名において知事に会談を申し入れをしまして、知事に対して5つの振興局はとても容認できないという動きをしてきたのが今までの流れであります。

支庁再編条例は、北海道総合振興局設置条例ということで知事が記者会見したとおり、5つの町村会からそれぞれの農、商、議会、いろいろな方々が集まって決起大会を行いましたけれども、平成20年、つまりことしの6月28日未明に道議会で可決されました。夜中です。未明に可決されました。施行は、平成21年4月1日、つまり来年の4月1日を目指すとされていますけれども、現在の道議会議員の選挙区を当面維持するというので公職選挙法の改正を絡ませていますので、施行時期もみづから決められないで国会に任せるという地方自治体の条例としては前代未聞のものであります。これに対して、地方議会が

決めたことを国が反対するのはおかしいという道議会の議員もおられました。私は、当別ダムの陳情に道議会のある政党に上がりましたとき、そういう支庁制度の改革に反対するような姿勢には非常にいぶかられました。私は、そういう体験をいたしておりますが、知事は平成20年6月6日の記者会見で支庁再編は公約であると述べていますが、選挙期間中明らかにしたマニフェストを私なりに調べましたが、地方分権改革や行財政改革の視点を踏まえるとともに、市町村の意見を十分伺いながら総合出先機関としての支庁の組織体制を抜本的に改革しますと述べているだけでありまして、支庁を再編するとか、14支庁を9つにするとか、どこにも書いていません。どうぞその当時のマニフェストをお調べください。ちょっとこの地図は下げさせていただきます。

支庁とは、地方自治法第115条に基づき総合出先機関として実に100年余りの歴史を有し、北海道にあっては県にも匹敵する重みを持っている。直接住民を対象とする仕事はなくて、役場とは違いますから、一人一人の住民を対象とする仕事はなくて住民にはなじみが薄い存在でありますけれども、市町村だとか、あるいは各種団体を対象とする仕事を通じて地域振興に寄与しているものであります。町村会や産業、経済、福祉、教育など各種団体が山ほどありますが、そういうものが支庁単位に組織されまして、高校の通学区域や中学校の体育大会も支庁単位で開催されておりましたし、天気予報などの地域区分も、そういうものも支庁のエリア、そういう呼称、例えば石狩地方とか空知地方とか、そういう呼称は社会の隅々まで深く浸透しているものであります。九州には7人の知事がおりますし、四国には4人の知事がいるのに、広い北海道ではたった1人の知事しかおらず、政治力の結集という点では大きなハンディをしょっておるのであります。ですから、支庁を事実上の県として運営していくことができれば理想的だと思っております。支庁長に人事権を与えて、予算の要求権を与えて、今は支庁長には、例えば前段桐井議員にお答えしたような町の施策などを支庁長にお願いしても支庁長は本庁に上げるだけ、支庁長は何の予算の請求権もないし、また人事に対しても全く持っていないのです。ですから、人事権を与えたり、予算要求権を与えたり、支庁のことは一番詳しいわけですから、予算権を与えたり、あるいは中央省庁、つまり国、開発局とか通産省とか文部省とか、そういうところに折衝権を与えることができれば、知事でなくても、支庁にそういう権限を与えることができれば、たった1人の知事を補うことができると、そして自主性が高まるというものではないかと私は考えております。

各支庁が地域振興策を考える上で、14の支庁が考える上で最低限必要な管内の道民の総生産高、日高支庁ではこれだけ馬産の生産が上がるとか、石狩支庁ではこれだけの農産の生産が上がるとか、檜山ではこれだけの水産の額が上がるとか、1人当たりにするところだけの道民所得があるとか、そういうものを支庁で把握して他地域との比較を踏まえながらこの数値目標を示して実現に努めるのが王道だと言えますが、こうした把握、分析もしなくてもいいよと、支庁の持ってくるものはどうでもいいよと、そういう状態で、各支庁がどういうふうになっているか、支庁長が掌握するような、そういう道政にはなっており

ません。道議会が議決したとはいいますが、現に、後で申し上げるべきかもしれませんが、町村会が道議会にお話しに行ったとき道議会の現職の議長が180万の票をとった知事が、そして議長私が道議会で決めたものを町村会ぐらいが反対するとはおかしいというふうに私はこの耳で聞きました。しかし、道議会で可決したとはいえ、全会派が一致したものではありません。未明と申し上げました。朝方議決のときに道議会議員全員が議場にいたものではありません。会派によっては、反対したという結果を残されることを嫌って、よく国会でもある手法でございますが、それが正しいか正しくないかは別として、少数である場合、議決のタイミングとか、真夜中に採決するとか、そういうことにはなじまないということでそういう手法は間々あることだと思っております。私は、それを支援するものではありませんが、しかし真夜中の採決にいない会派があったのに、議長が仮にも町村会の者に対して満場一致で決めたというようなことは言葉が過ぎたと言わざるを得ません。したがって、そういう状態は民意を十分反映したものとは言いがたくと云っているのは、自由民主党の国会の大島衆議院国対委員長並びに参議院議員の鈴木国対委員長、このお二人がそれぞれ町村会の会長、私副会長としてお話しに上がりましたときにこのようなお話をしております、したがって国会としては、自民党としては堀政調会長預かりという状態にしたということを言われました。道議会で決めたとはいえ、民意を十分反映したものとは思われないということを衆参の自民党の国対委員長が申されて、したがって政調会長預かりということ、そして知事はもっと町村会などと話し合いをすべきだということをお願いいたしました。

そこで、町村会としては会長から、この北海道総合振興局設置条例については第3条で先ほどの9つと5つにするもののうち5つの振興局については出張所とすることを書いてあります。その振興局を出張所とするという条例の第3条の一部をカットする。つまり設置条例で総合振興局というところと振興局と、つまり大小の差はあるけれども、14をそういう形で残すと。5つは出張所としてなくしてしまうということでもなくするため、出張所という第3条をカットしてくれれば、町村会としては十分知事の話し合いに乗りますということをおしは申し上げてきているのであります。つまり今ボールは知事のほうにあるのであります。高橋知事に再考を求めているのであります。公職選挙法の改正案を審議する国会議員の発言は重く、つまり北海道の支庁制度改革によって北海道の道議会議員の選挙区が変わることで、選挙区を変えるのは公平な国の選挙法によって改正しなければ、都道府県ごとでそのときの強い政党が好きなように変えてはいけないという憲法の本質にのっとって北海道の選挙区といえども、支庁を変えることは北海道でよろしいけれども、選挙区となると国が改正するというのは憲法の本質なのでありますと、それを国が改正しないのはおかしいと道議会議員が公言してはばからない状態なのでございます。町村会の理解を得なければ、事実上この改正は不可能な状態にあると認識しております。国の出先機関の都道府県への移管、都道府県の保健福祉事務などの市に対する移譲、また今行われております第29次地方制度調査会というのが国の機関にもありますけれども、今申し上げて

おりますことは、国がこれからだんだん、だんだん出先機関、都道府県へいろいろなものを移管していくとか、あるいは都道府県にある保健福祉の事務だとかそういうものは市のほうに移管していくだとか、そういうこととあわせて第29次の地方制度調査会で小さな規模の市町村のあり方を検討しております、支庁制度もこれらに大きく左右されることは間違いのないのであります。にもかかわらず、なぜ北海道知事は再編を急ぐのか、なぜこの時期に町村会が反対するものを急ぐのか、国のほうでも地方制度調査会でいろいろと全国的な議論をしているのに、なぜ北海道だけがこんなことをするのか、そういうふうを考えますと、公職選挙法の改正が見込めないことで国会でたなぎらしになっていることをむしろ知事は天佑と考えている、天の助けと考えて一たんは撤回して、改めて町村会へ話し合いを始めるということが私は大切でないかと思えます。

第2期地方分権改革、こういうものが、地方制度の改革というものがここ二、三年のうちには間違いなく実現する可能性が高くなって、そうなってくると支庁制度改革にも大きな影響を及ぼすのは必定でありまして、道の支庁再編案は意味がないと。ですから、この際は撤回して、どうせ道議会で決めても来年の4月になっても国で決めない以上これはもう何にもならないわけでありまして、地方分権改革と一体となって進めるべきことで今後次のような取り組みをすべきであると思えます。支庁の数を何ぼにするかというようなことの前に北海道知事は、まず真に地域振興に役立つ支庁とはどうあるべきかということを考えるべきなのであります。地方分権改革が進み、基礎自治体である市町村の規模や能力が、今よりも市町村の規模も大きくなりますし、能力も拡大していく、大きくなっていく、そういう時点で総合出先機関である支庁は要らなくなるのです。第2期地方分権改革がどんどん進んでいくと、支庁なんて要らなくなるのです。国は、そういう作業を今しているのであります。当面の改善策として、冒頭に申しあげましたように、支庁長に道予算の中で、例えば石狩支庁長には石狩の予算の要求権、国に対する補助事業にかかわる予算の要求権、きのう申しあげましたけれども、当別の今回の12月議会の補正額3億のうち2億がほとんど農協の国費の受け入れであります。そういう国費の受け入れ、麦の貯蔵タンクの国費の受け入れが議会の大半の案件でありましたけれども、そういう補正予算の獲得も支庁長が国に直接要請できないのです。私どもが支庁長にお願いをしながら、道に強く要請し、国に働きかけて、議長ともども、そしてきょう総代会で農協は決めているはずであります。ですから、石狩管内の一つの農協の補助タンクぐらいは、支庁長に国に対する要求をするような権限を与えなさいと私はしつこく今申しあげているのであります。さらには、これらの予算にかかわる中央折衝、予算だけでなくいろいろな施策に対する折衝権を与える、そういうことが大事でないかと。各支庁が事実上県庁並みの権限を持つ、そして14の支庁が各県の県庁のような権限を持って切磋琢磨すれば、地域の創造力や政策形成能力は北海道は著しく向上するのは火を見るより明らかであると思えます。

総務省では、今後は1つの町としてフルセットの生活機能を整備することは困難であるということ、つまり1つの町がすべてあれもこれも全部やるようなことはもう困難だとい

うことを総務省は見通しておりまして、人口5万人以上の市を中心の市として、中心市と位置づけて、ここに都市機能を集中し、周辺市町村と共同の利用の方式を提案し、5万人のところを中心にして周りの市町村を共同利用方式としなさいという案を最近総務省は出しています。これがいわゆる定住自立圏構想であります。国は、中心になるところは周りの面倒をいろいろ見る、周りからいろいろ来ると駐車場だけでも大変だ、入ってくると道路も拡張しなければならない、施設も拡大しなければならないというようなこともあるかもしれません。したがって、中心になるところの財政支援をし、中心になるところに都道府県は保健所だとかいろいろな権限を、県が、道が持っている権限をそこに移譲すると、こういうものを総務省は今もう着々とやっているのであります。そして、しからば周辺の市町村はその中心になる市に全部吸い取られるのか、そうではありません。協定を結んで費用の負担をするというものであります。したがって、今国や道が言っている消防の問題にいたしましても、今は石狩北部で石狩市と当別と新篠津で消防組合を設置しておりますけれども、これをもっと大きなエリアにしようという、そういう問題、またごみの行政の問題、すべて定住自立圏構想で大きな市を中心にして周りの自治体が組んで必要なだけの案分をしてというような形に、これからは合併後の自治体のあり方として総務省は今これを進めて着々と進んでいるのであります。国と道、あるいは州、市町村と、そういう3層の構造が確立するのはもう時間の問題で、このときも支庁は不要なのであります。支庁管内なんて要らないのであります。ですから、国は支庁が要るようなことを一つも考えていないのに、なぜ北海道知事は反対を押し切ってまでこんなことをするのか。平成13年3月に策定した支庁制度改革プログラムでは、支庁は6つを基本に再編すると。最初にお見せしたように、6つのエリアだったら、まあ、わかるかと、あのときはどこの首長もそれなりに理解を示しておったのですけれども、19年11月策定した新しい支庁の姿では突然9つになって、なぜ6つから9つになったのか、その説明がない。道議会の議論で支庁制度改革は地域の均衡ある発展を目指すものであると述べておりますけれども、6つなら均衡ある発展が可能で、14なら不可能だという根拠を示すべきでないですか。地域の均衡ある発展を目指すといいながら、9つと5つにわざわざ格差をつけて、矛盾しているのではありませんか。

支庁の仕事のうち、直接住民の対象となるものは余りありませんが、しかし今から申し上げますけれども、道税の賦課徴収、道税に関するもの、それから市町村に対して国の各種法令の制度、国がこういう法令を決めたというようなことを市町村に対して流してくる、補助金の伝達、こういう補助がつきますということ、そういうものを支庁から伝達されてくる、行財政の指導、各種補助金の交付、いろんな補助金を道からではなく直接道の補助金など支庁を通して交付されてくる、それから選挙事務、また産業振興や雇用対策に関するいろんな企画、それから農業基盤整備事業、あるいは治山治水事業、青山の治山とか、当別川の治水とか、土地改良区の基盤整備事業とか、こういうことについて支庁を経由することです。また、沿岸の整備事業だとか、沿岸のあるところはそういう企画だと

か、事業の実施だとか、さらに商工会だとか、漁協、農協だとか、いろんな各種団体へ情報を提供する、そういうものはすべて支庁からいろんな資料が回ってきます。そういうものを通じて支庁は管内の振興に寄与しているのであります。産業振興や地域振興を考える上で欠かすことのできないさまざまな情報や知識は、そういう支庁があるから、今は支庁があることによって、これが権限拡大されて町村に直接来るようになれば話は別ですけども、第2期改革が進んでそうなれば別ですけども、今の場合は町村を通じてそういう機能を果たしているのでありまして、したがって支庁があるからいろんな情報が入手できるので、単にこれが出張所になって窓口になってしまうと、そういう処理や情報入手は困難になってしまうということが容易に予測できることでもあります。市町村の職員を対象とした各種制度などの周知伝達の会議、いろんな会議ですね、支庁を中心にして今までも開いております。それから、交付税の算定、町村にとって命である交付税の算定、あるいは補助事業などのいろんなヒアリング、補助を申請した場合の事情聴取、いろんなことについては支庁がやっております。

そういうことは、今度は総合振興局で行われることになりまして、振興局になる当別とか恵庭とか千歳の職員は石狩支庁ではなくて、今度は札幌でもなくて、遠回りして岩見沢のほうに行くことになります。市町村が道だとか国の中央省庁に提出する書類は、振興局ではなくて全部岩見沢の総合振興局を経由することになるのであります。振興局単位に組織されている今の例えば町村会、それから開発期成会、それから農協、漁協、商工会、そういった団体は全部振興局ではなくて総合振興局に組みかえられるのであります。町村会も今度は空知ということになるのであります。農協も全部、商工会もすべていろいろな期成会、道路関係の期成会もみんな岩見沢のほう、空知と一緒にいろいろなことを考える。農業基盤整備や沿岸整備事業、治山事業、入札の発注、工事が完了した場合の検査、すべて総合振興局へ出向くことになるのであります。道立高校の通学区域も振興局単位から総合振興局へ、つまり支庁から今度総合振興局に編成がえになるということ、わかりやすく言えば、石狩、江別、北広島、恵庭市、千歳などは札幌から離れて岩見沢地域の同一学区になるのであります。札幌から離れるのであります。岩見沢地域になるのです。中学校の各種大会も総合振興地域単位になって岩見沢のほうに行く、石狩管内の大会とかそういうのではなくるのであります。

この辺のこと一つ聞いただけでも、わかればほとんどの町民は驚くのだと思います。しかし、未明に議決されているのであります。政令都市である札幌の場合、道、支庁とは余り関係がないと思われていますが、意外にも多く事務が石狩支庁で行われておりまして、岩見沢市の総合振興局に行くことになるのは大変だと、実は札幌市の役所の人が今ごろ驚いているのであります。5つの支庁を廃止し、残り9つについては名称を変えて市に含めるとなると、公職選挙法の第271条及び別表第1の改正が必要となる。つまり石狩の場合、石狩管内がなくなると石狩地方から出ている道議は岩見沢と一緒に選挙をやるということになるということでもあります。それでは困るので、選挙区だけは現状のままに改正したい

ということを未明に決めたということなのです。しかし、それは国のほうが決めなければ有効にならないということなのであります。したがって、法改正は町村会の理解が得られることが前提条件で、町村会は反対の姿勢を崩しておりません。施行時期がいつになるかわからないような不確かな条例改正は意味がないと、妥当なものとは言えないというふうに思っております。支庁制度をどうするかが道議会はもとより、市町村、国会まで巻き込んで膠着状態に陥っているねじれた糸を解きほぐす。道案は一たんは撤回して、いま一度原点に戻って北海道の自治のあり方を考えるべきでないかと。浅学非才な私は、今そんなことを考えておりますが、町村会の副会長という立場になっているのも一つのこの時期の与えられた使命なのかなと思ったりもしているところでございます。以上が支庁制度に対する答弁でございます。

次に、軽トラマーケットとふれあい倉庫の質問でございますけれども、当別軽トラマーケットにつきましては当別町の基幹産業である農業の振興を図るために、隣接する大消費地である札幌市と連携してことしの8月30日、札幌市厚別区において開催したところであります。このイベントにつきましては、札幌市の協力によりましてPR効果も十分であったことと天候にも恵まれたこともありまして、来場者は1万人を超えて、売り上げも当日120万を超えるなど、多くの札幌市民の方々に当別の新鮮な野菜のおいしさを知っていただく機会になったと考えております。参加された農家の方々については、消費者に買っていただける喜びを実感していただき、今後の生産意欲につながる機会になったと考えております。桐井議員さんにも答弁させていただいた部分ですので、ちょっと早口に答弁させていただきますけれども、当別の野菜のおいしさをさらに多くの札幌市民の方々に知っていただくためにこうした取り組みを継続することが重要と考えておりますが、生産者の考え方も聞きながら今後の取り組みについて検討してまいりたいと考えて、新たな本町のPRの一面を築いたと思っております。

また、ふれあい倉庫につきましては、住民との協働のまちづくりを理念にして文化の創造、にぎわいの創出を目的として19年度より供用開始し、多くの町民に利用されて親しまれてまいりました。施設の特徴として、公民館が廃止されたことによって代替機能として当別の特産品の紹介や販売コーナーなどをあわせ持つ複合施設として、19年度実施で大体4万人を超す町内外の入場者がありまして、ことしも4月から11月までで3万8,000人となって昨年を上回る勢いですが、いまだに町民の中に知らない方もおられると思っておりますので、まだまだPR活動が必要であると認識しております。ネットワークを利用して全庁挙げて発信してまいります。

ことしの取り組みとして、農商工連携を強化して今までの商工会と役場の枠組みからJA北いしかりを交え、運営協議会を組織し、それぞれの専門性を高めて運営を行ってまいります。大消費地札幌を会場とする軽トラマーケットを初め、狸小路など市内中心部で行われた町のイベントは、すべてこの協議会がかかわりまして、登録した生産者が積極的に参画し、大変好評を得たと思えますし、一定の成果を得ることができました。今後も狸小

路のアンテナショップHUGにおいて引き続き町内の野菜ほか特産品のPR、販売に支援をする考えであります。

また、ふれあい倉庫の販売品をどう充実させるかですが、ふれあい倉庫の販売は運営協議会が原則になって、当別産の産物として夏は野菜や花のほか、シーズンを通して加工品を販売しております。例えばエコファーマーだとか特殊栽培、減農薬などを取り組むなど、特徴ある農産品で他との差別化を図って量より質を高めた商品の充実を推進してまいります。また、生鮮野菜は冬場の確保が困難であります。芋やキャベツなどを越冬させ、栄養価の高い食材として魅力ある食品販売を目指してまいります。このたび当別産の新豆を用いて豆の詰め合わせセットを作成しましたが、当別町を特徴づけた商品の一つとして今後ブランド化のキーワードになるかもしれないと考えたりしておりますし、ふれあい倉庫においても販売していますが、これらに限らず付加価値を高めた商品づくりに取り組みを指導してまいります。

次に、レストランは、オープン当初は飲食コーナーとして設けましたけれども、来客が少なく採算が合わなかったことから、1年で閉鎖せざるを得なくなったのですが、物販コーナーを充実する方針に転換しました。これによって生産者の自主運営を目指して、また業務の効率化を図るためPOSシステムを導入し、作業スペースを拡張できました。そういうことで飲食コーナーのスペースをPOSシステムなどに利用しておりますけれども、休憩しているスペースについては利用希望者がもしあります場合にはいつでもお貸しすることを前提に考えております。

それから、白杵議員ご指摘のまちおこし事業として軽トラマーケット、ふれあい倉庫における当別産の農産物のPRや情報発信などは、農協だとか農業団体と密接な連携は言うまでもなく、町民にも関心事として目を向けてもらうよう積極的に周知、PRをしていきたいというふうに考えております。

また、国道337号における軽トラマーケット企画、運営については民間主体として考えるべきとお話ですが、そのとおり考えておまして、桐井議員にも答弁しましたが、膨大な施設が完成した場合は実際に運用していかなければなりません。これには、私は当別に法人組織を立ち上げるべきだと思っております。来年、21年度中にできるだけ早く立ち上げたいというふうに思っています。今日道内の農協でも、また府県ではそれぞれ自治体でも農業法人、振興公社によらず、農業の株式会社の法人などどんどん立ち上がっておりますので、当別町としても農協が今のような形で生産物の一元集荷をされておりますので、それはそれとしてよいと思いますが、町がやっぱり音頭取りになって法人を立ち上げていってそういうものの運用、今のれんが倉庫についてもいつまでも今のような協議会という形ではなくて法人が運営していくことが望ましいと思っておりますから、桐井議員に答弁いたしましたように、そういうことで農業者を初めとして一人一人の農家の人にも10円でも100円でも出資してもらおうというような形の中で、そしてまた農業団体にも大口で出資してもらおうとか、そういうような形で民間の企業を取り込んだ形で法人を立ち

上げることを考えております。

また、軽トラマーケット同様にふれあい倉庫で野菜の加工、販売については食の安全、消費者への信頼される商品提供ということでありまして、ふれあい倉庫や町がこれからつくることについてだれでもよいのではないかというご発言でありますけれども、この点につきましては当別のこの地で生産した、しかもできる限り当別の方が生産したものを原材料にして生のまま売るといったこと、あるいは加工品にして売るといったこと、あくまでも当別の地でとれた、当別の人が携わった、生産したものを原点にし、単なる物産館ではなくて、台湾からバナナとか、あるいは冬に当別では何もないから、府県からただ物を持ってきて売るといったような、そういう過去の道の駅的な、あるいは物産館、短絡的なそういうものは今のところ全然考えておりません。あくまでも私は当別の生産者が、きのうも申し上げたところですが、今はもう本当に米づくりの神様と言われていたほど米に執着されていたような農家の方でもいろいろ創意工夫が始まってきていますので、私は当別には十分そういう要素が今膨らんできていると思いますので、特色ある農産物の生産、販売、加工、そういうことを伸ばしていくことができると考えております。ただ、あくまでも町議会の皆さん、それから町民の皆さんのご協力がなければならないということですので、臼杵議員さんにおかれましてはぜひ積極的な質問をいただいておりますので、生産者と一緒になってご協力をいただきたいと思うことを申し添えさせていただきまして、支庁制度改革については非常に一方的なお話になったかもしれませんが、でき得る限り今北海道が進めているものがいかに理解できないものであるかということをつくさんの人に知っていただくことが私の使命だというふうに思っておる次第でございます。

以上で答弁といたします。

○議長（竹田和雄君） 臼杵君。

○4番（臼杵英男君） 長い時間にわたりまして、本当に細々と奥の奥まで手が届くような形の中でご説明をいただきました。十分今回の支庁再編の問題につきましても理解はできましたし、町長におかれましては町村会の副会長というお立場もありまして、その発言の一言、一言が大きな影響を今後与えるものと思いますので、どうぞ初心を貫かれましてご意見をこれから先も社会に対して発言していただきたいなと期待しております。

一番最後の答弁の中で、特に赤れんが6号の出品物の問題につきまして一般の人も入れたらいいのではないかという中身なのですが、当然最近定年退職者とかいろんな方がふえられました。その中でも野菜づくりブームとかいろんな形の中で農家と同じような形で大変熱心に作物を栽培されたり、こちら辺ではまだ見当たらないような新しい作物を導入したりというような方も大勢いらっしゃいます。何とかその辺を私は拾い上げていただければなというふうに考えておりますので、その辺の答弁だけちょっとお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（竹田和雄君） 町長。

○町長（泉亭俊彦君） 臼杵議員さんの再質問にお答えいたします。

臼杵議員さんの言うご質問の趣旨よくわかりました。実は私、札幌広域圏の首長会議の中で、当別は今第5次の基本構想の中で人口は2万人をできるだけ維持したいと、目標にしようというふうに決めていますと。では、どうやって維持するのと。それは、基幹産業農業を振興させていく、農業を国が言うように規模拡大だけやっていると農家はだんだん減ってしまうということなので、規模拡大ということだけでなく集落営農、当別は最初から集落営農です。弱い農家さんも年とった方もいつまでも当別で手なれた農業ができるよというということで、グループで農業をやるということを進めてきましたと。それに加えて、これからは札幌市などでリタイアされた人が近くの当別あたりで農業をやりたいという人を現実的に受け入れましょうということをお願いしました。受け入れるシステムをつくりましょう。そのシステムについては、きょうは答弁長くなりますので、現実は今取り組んでおります。ある農家さんのところへ来て、ある法人のところへ来て、なれない人でも農業をやってトマトができるようになった、イチゴができるようになったというようなこと、そういうことを狸小路に売ってもらう、これは札幌にいた人が当別の地で当別の農家の人と一緒につくったものというだけでも商品価値が非常に高まるであろうというふうに考えますから、まず当別で実際に農業を楽しみたい、してみたいという、新規就農というのですけれども、そういう方をどんどん受け入れるシステムをつくりますと。ですから、ぜひ寄ってください。そうすることによって当別の人口がある程度保たれる、これは当別に遊びに来るだけでなく、つくったものが農産物が実際にまた札幌で売れるということになると、その方も持続できるのでないかと、そういうことをございます。したがって、臼杵議員さんの質問にありましたように、当別の非農家の方でありましても当別の中で一定の農家の人と一緒に農業を、きちっとまじめなルールに従ってしっかりしたものをおつくりになった場合は、当然農家の人と一緒に販売するチャンスは十分にあると思いますので、それは町の基本構想にも十分合致することですので、ぜひそういう新規就農される方々を奨励していただきますようお願いを申し上げまして、答弁といたします。

○議長（竹田和雄君） 以上で臼杵君の質問を打ち切らせていただきます。



◎散会の宣告

○議長（竹田和雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

あすは午前10時より開会いたします。

本日はご苦労さまでした。

（午後 2時15分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成20年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成20年第5回当別町議会定例会 第3日

平成20年12月18日(木曜日) 午前10時開議

議事日程(第3号)

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

閉会

午前10時00分開議

出席議員（17名）

1番	洞内真由美君	2番	稲村勝俊君
3番	石川和栄君	4番	臼杵英男君
5番	小早川孝男君	6番	桑内雅彦君
7番	神林俊一君	8番	白木和廣君
9番	岡野喜代治君	10番	市川正君
11番	桐井信征君	12番	小野広実君
13番	島田裕司君	14番	後藤正洋君
15番	柏樹正君	16番	高谷茂君
17番	竹田和雄君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	泉亭俊彦君
副町長	近藤充徳君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	野村雅史君
財政課長	森田至君
財政課参事	後藤博宣君
企画部長	増輪肇君
企画部参与	中越辰雄君
企画課長	五十嵐一夫君
住民環境部長	鈴木博史君
環境生活課長	山崎俊彦君
福祉部長	武井久幸君
福祉課長	小山久夫君
経済部長	竹原陽一君
農林課長	松浦悟志君
商工課長	長谷川敏君
商工課参事	池田和仁君
建設水道部長	滝本隆志君
建設課長	藤原正志君

會計管理者	高 谷	仁 君
教育委員長	大 澤	勉 君
教 育 長	高 橋	義 君
教 育 部 長	高 橋	通 君
管 理 課 長	山 田 敏	行 君
代表監査委員	米 口	稔 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	遠 藤	涉 君
次 長	森 忠	明 君
主 幹	吉 村 光	雄 君
係 長	春 田 秀	彦 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（竹田和雄君） おはようございます。ただいまの出席議員17名、定足数に達しておりますので、12月17日に引き続き、平成20年第5回当別町議会定例会を開会いたします。



◎議事日程の報告

○議長（竹田和雄君） 議事日程でございますが、お手元に配付されております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（竹田和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第118条の規定により、

13番 島田裕司君

14番 後藤正洋君

を指名いたします。



◎一般質問

○議長（竹田和雄君） 一般質問を行います。

質問順序はお手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

通告4番、柏樹君の質問であります。

柏樹君。

○15番（柏樹正君） 議長のお許しをいただきましたので、町長の政治姿勢等について伺いをいたします。

自民党麻生内閣は、未曾有の世界金融危機のもとで生活対策を優先といいながら国民が安心できる具体策をとっておりません。全国的に景気の悪化が進み、大企業の派遣切り、採用内定取り消し、非正規雇用の首切りを競い合うといった状況が連日マスコミで報道され、政府自身も放置できないということで雇用の確保を求める通知を企業に出す異例の事態となっております。銀行が中小企業に対する融資に慎重になっていると一般紙でも報道されて、貸し渋りが強まって倒産などが増加することも懸念され、自治体の対応策も求められていることから、9月の町議会一般質問でも町長の考え方について伺いましたが、現在さきに述べた状況は当別町でも同様であると思いますが、1つに町内企業や雇用の現状、

失業や倒産などはどうなっているのか。隣の石狩市では、倒産や廃業、移転が前年を上回っていると報道をきょうの新聞などには書かれております。2つ目には、町内業者等に対する銀行の貸し渋りや貸しはがしは行われていないのかどうか。3つ目に、町内の中小商工業者が年末あるいは年度末を乗り切るための資金繰り上の対策として町として可能な支援、関係機関への働きかけを含むこういう支援について町長の考え方についてお伺いをいたします。

また、中小企業のみならず来年の営農計画が立たないで苦しんでいる農家の実情をどのようにとらえておられるのか。離農者はいないのか。また、緊急の支援策を町として考えておられるのかどうかお伺いをしたいと思います。

次に、当別ダム関連についてお伺いします。こうした中で当別町では、平成24年度完成を目指して当別ダムの本体工事が始まっております。大手建設ジョイントベンチャーによる工事であって、また関連して町道のつけかえや林道の工事なども進められております。先日の産業建設委員会で受けた説明によりますと、この関連工事だけで58億円、私の計算では、既に工事は始まっておりますが、平成21年、来年度からだけでおよそ42億円の工事が予定されていると思います。工事の関連で、当別町の経済発展にこれがどう結びつけられていくのか。工事関係者の相当数の町内居住が数年間見込まれる、あるいは期待されることから、1つには仕事の発注への町内企業の参加について、それから町内労働者の雇用の確保と拡大について、そして町内での消費拡大、商店利用について、その他経済波及効果に最大に生かせるための努力について町長にお伺いをいたします。

道の事業であることから、道等に対しての働きかけを今まででもされてきたものと思えますけれども、来年度平成21年度の見通しについてもあわせてお伺いをいたします。

次に、救急医療についてであります。9月の定例町議会で江別市立病院受診とのかかわりで当江線バス確保について一般質問をいたしました。救急時の医療体制について、特に受け入れ病院の体制がないことが全国的に社会問題となっております。これは、医師不足が大きな要因であり、舛添厚生労働大臣が認めているように、医師の増員に向け国も対応を始めております。北海道においても公立病院の医師不足が152名、全道で500人の医師が足りないと言われております。前にも述べましたが、昨年秋の当別町民アンケートで福祉、医療の分野では医療環境の整備、緊急時の医療体制に対する満足度が39%と低く、重要度は68%と最も高い回答となっております。当別町の最近の具体的な事例の一つで、夏ごろの事例ですが、Aさん宅からの要請で救急隊が到着をして救急救命士による処置がなされた後、救急車に傷病者が乗せられましたが、搬送先の病院がなかなか決まらないために長い間、周りの人に言わせると1時間という話でした。実際には記録によると27分だったそうですが、周りの人にとってみれば1時間にも感じられたと言われております。そのために出発できず、心配して集まっていた周りの人からも不安の声が上がっていたと聞いております。大事には至らなかったようですが、直接医療機関に搬送され、医師に対応されるまでの不安というものは家族のみならず関係者共通のものであります。事例はほかに

もあります。一刻を争う救急対応で救急隊の努力は大変なものでありますが、受け入れ先を見つけにくくなってきているという現実を解決するために、行政への期待は高まっていると思います。日常の体制も十分とれない状況が続く中、緊急時の対応がとれないことに対する町民の不安は大きいと思いますが、町長は最近の状況をどのように感じておられるのかお伺いをいたします。

老人福祉対策についてお伺いいたします。平成21年度、来年度予算編成に当たって老人福祉施策を充実させることに町長の考えをお伺いいたします。団塊の世代が定年を迎え、町内会や高齢者クラブの活動への積極的な参加が期待されていますが、各高齢者クラブは加入率が低下していると伺っています。その活動を盛んにする上で、町からの支援強化を求める声も多いと伺っています。少ない年金で生活を始めて、クラブを通してお互いの親睦、融和を図り、教養を高めることは大きな意義があり、ともすれば閉じこもりやひきこもりになりがちな高齢者に対し道や国の制度活用を含めた町の支援を高齢者クラブに行うことを改めて求めたい。第5次総合計画の中で触れているところもありますが、来年度の具体的な活動支援策について町長にお伺いをいたします。

除排雪体制についてであります。今年度の除排雪体制についてお伺いをいたします。環境整備協同組合とことしも委託契約を結んだと伺いましたが、昨年までのさまざまな意見や町としての総括の中からどのような体制で臨むことになったのかお伺いをいたします。新規路線や廃止路線、総延長距離がどのように変わったか。また、除雪、排雪の基準などに変更点があるのかどうか。さらに、昨年廃止した町道除雪路線には混乱や問題はなかったのかどうか。さらにまた、特に市街中心部での歩道の確保についてであります。お年寄りや子どもたちが車道を通らなければならないような事態を避けるために特に留意しなければならないと思うわけですが、対策については万全なのかお尋ねをいたします。

以上、何点かにわたってご質問いたします。町長の誠意ある答弁を期待して、一般質問といたします。

○議長（竹田和雄君） 答弁調整のため、5分間休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時23分

○議長（竹田和雄君） 再開いたします。

柏樹君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 柏樹議員さんの一般質問にお答えをいたしたいと思います。

最初に、町長の政治姿勢、世界的な金融危機に対するという関連の質問でございますけれども、ご案内のとおり米国から始まった金融危機が世界的に株価、きょうなども円高と

というようなことで急激なそういう状態が起きておりまして、我が国を牽引している輸出関連業が大幅に悪化してきているというようなことで雇用関係も大変な状況は、柏樹議員の言われるとおり、私も認識をしているところではありますが、特に地方におきましては未曾有の経済危機を迎えているわけでありまして、住民や特に零細な中小企業の疲弊感是非常に厳しいということ、私もこのところは随分上京しますけれども、私なんかを乗せてくれるタクシーがより取り見取りくらい、むしろ歩く人には邪魔になるくらい東京でも待っているという、乗ってみると、本当に不況なのだと、お客さんがワンメーターだけでも乗ってくれるのはうれしいのだというふうに、そのお言葉が必死感があるので、本当に東京もこんなに不況なのだなどひしひしとお上りの私にも伝わってくるものがしばしばあります。

そういう中で当別町についてのご心配ですけれども、同じように私も心配しておりまして、ことしの4月以降、幸いに当別はアパート業が盛んなのです。随分アパートが建っているというようなことがありまして、商工業の会員が抜けるというようなことはむしろなくて、逆に今のところは10名ほど会員がふえているというような状況で、倒産、失業についての調査も今のところ表に立ってきているものは今現在はありませんけれども、雇用を含めましてアパート業が主になりまして一応表向き平穏を保っているというふうにとらえておりますけれども、中小企業の特別融資貸し付けについては信用保証制度の改正などがありまして、新たに貸し付けの実行する側が金融機関にも焦げつした場合のリスクの保証が20%負担するということから、金融機関の融資も厳しくなった背景もありまして、借入れ件数が今非常に減っております。本町において銀行だとか信用金庫だとかで、したがって貸し渋りとか貸しはがしとか、そういうようなことは表面的には今行われていないというふうに認識しております。

しかし、年未年始町内の商工業者への支援対策ですけれども、売り上げの減少、それからお客さんが例えば店にいるにしても安いものはないかと今まで以上にゆっくり探して歩く、そういうこともいかにもお客さんがご来店いただいているかのように関係のない人には見えるかもしれませんが、実はそういう微妙な変化というものはあるのだと思いますけれども、中小零細企業者を対象にして国の信用保証協会が10月の末に始めました緊急の保証制度貸し付けは、道内の利用者は12月3日までに大体1,000件、200億円突破しているというふうに承知いたしております。しかし、本町では12月12日現在緊急保証制度融資を受けたのは、認定しているのが9件ほど、9つですね、今後も増加することは念頭に入れております。本町の中小企業者を対象とする資金繰りなどの対策といたしまして、中小零細企業の経営安定を図るために設けられました本町の中小企業特別融資制度を見直しをして、金融機関が貸し渋る要因になります国の信用保証制度の80%保証を100%保証できるように当該制度を組み入れて制度化して、さらに既存の制度である借り入れによって生ずる現行の2%までの利子分を信用保証金の全額をあわせて補給金を受けることができるように、今以上に小規模事業者へ配慮した金融体系をとるよう進めているところであ

ります。このように本町といたしましては、国、道の制度の周知徹底を図るとともに、本町の中小企業特別融資制度を充実した貸し付けとする現行制度を進めておりまして、引き続き商工会、金融機関と連携して融資制度活用の促進を図ってまいります。

次に、農業者についてはどうかというご質問でございますけれども、農業者の営農に関する報告については肥料、燃油高騰の上昇によりまして経営は非常に厳しい状況にあります。これは国、道の対策が既にとられまして、肥料、それから燃油高騰緊急対策事業実施などで支援を講じられておりますので、これらの価格上昇の要因、これらが価格が上がったから今年度直ちに離農しなければならないという、そういうものは今のところはありません。しかしながら、農業情勢は引き続き厳しい状況が想定されますので、農業団体と連携とりながら今後も対策していきたいと思っておりますけれども、柏樹議員にぜひ申し上げたいのですけれども、農家が困るから対策をとれとか、議会がそういうふうにおっしゃると、私のほうは農家自身が、私自身が農業で自分が生活をしてきたし、自分の子どもの3人も農業を営んでそれぞれ養育してまいってきたという実生活体験者でありますからいつも申し上げるのですけれども、やっぱり自分がしっかりと、農家が意識をしっかりと持つべきだということもいつも申し上げているのであります。例えば今淡々と国と道が費用対策してくれましたから安心ですと申し上げましたけれども、こういうことについても私は8月ごろから一体当別の農家がどれだけ肥料代が上がったのか、農協さん示しなさいと何回も申し上げましたし、議会でも議長も、また議会の所管の議員さんもこれを申し上げてきたはずであります。しかし、その時点で農協が幾ら幾ら上がったのだと、このまま上がっていくとA農家さんで100万だとか、B農家さんで150万だとか、規模によって幾ら幾らだとか、そういうようなことがわかるはずなのです、簡単に。しかし、その対策を農家は営農されているから計算できないでしょうけれども、何%上がったらどこどこ、何規模くらいの、何ヘクタールくらいの農家だったらどのくらい上がるということは、それは二、三秒で農協がわかるはずですよ。そういうものを押さえて、町長、大変なのだ、これだけだと、こういう状態だと、何とかしてくれということをお願いしたいという。これを私たちは申し上げて、議会の委員会さんも農協の理事のほうに農協まで出向いてお話し合いをしたのですけれども、うんでもないすんでもない状況だったことは、柏樹議員さんは所管の委員でないからわからなかったかもしれませんが、そういう状況の中で農家大変だからどんな対策町長したのだと、そういう質問は私は余りいただけないというふうに思っています。もっと農家自身がしっかりとした意識を持つべきだというふうに思っております。所得向上のために生産対策、生産組織対策だとか、いろいろなグループで農業だとか、いろいろなことを私たちは口が酸っぱくなるほど申し上げてきているのでありまして、今ここで北海道の中で第1、2を誇る農村当別が12月の末になって議会でもどんな対策しているのだとか、そんなやりとりではなくて、もっと農家自身が意識を持つべきだということを議会側も発信していただければ、私は非常に当別の農業というのは変わるのではないかとこのように思います。

例えば国、道の対策でありますけれども、何をしたかということですから、ことし肥料代あるいは灯油代が、燃料代が上がったことに対して上がった分の20%は農家のほうで努力なさい、これは国のほうで参議院のほうが中心になって議論したのであります。そして、衆議院のほうでいろいろ決まったのでありますけれども、何もすべてが参議院から審議したということではないのです。今いろいろな国のテレビ見ていると、参議院が先にするのはおかしいとか言う衆議院もいますけれども、これはそこから始まったのです、参議院の方から。そして、そこで始まりまして、内容は上がった分の20%は農家が努力なさいと、それでもこれだけ上がったら大変だろうから80%は国が面倒見ましょうという法律であります。自分が見る20%、残った80%のうちの7割は国が面倒見ましょうということを決めたのです。そして、7割は面倒見るけれども、あとそれでは3割はどうするのか。その3割は、町村と道で見なさいという内容になってきたのであります。そこで、市町村としては、それぞれ自治体で農家さんがいろいろ努力していることに対して気の毒で気の毒で耐えられないし、我が町の産業としてほうっておけないから、自治体としてはいろいろな手だてはしておりますというようなことを申し上げまして、これ以上国から義務づけられて町村が面倒見なさいということはできないということをお断りしています。それで、結局県が見ることになりまして、北海道の場合も自民党のほうから町村会のほうはお断りし、もちろん市議会もお断りをして、それで結局北海道のほうは市町村の分を持つことで知事と国会のほうであらかじめの打ち合わせはできたというふうに私は認識いたしております。ただ、町村会としては、道に対してやっぱり町村で持ってもらう分については本当に申しわけない、ありがたいということで町村会を代表して不肖私が知事のほうに町村会に負担するような国の取り決めもありますけれども、ぜひ道のほうで持ってほしいということをお願いに行っております。あらかじめ国と道との詰めも一応できていたように、私はそのとき感じました。知事も非常に理解をいただいたということで、今回町村の負担はないということでございます。そこで、はっきり理解できることは、農家が負担する20%のほか80%についての7割までは国が持つ、あとは道や県、町村が持ちなさいということについてはあらかじめ国と道のほうとの理解も深まっていたというふうに、そのときの感じで直接当事者になっておりましたからよく理解できました。これは、当別の農家にとっても、北海道の農家にとっても非常に助かることで、大変よかったと思っております。ただ、農家が幾ら上がったのか、どれだけになるのかということを一農家が掌握する作業もしないような状況の中で、何となく国や道や県や町に面倒見てもらえるのだと、また議会でこういう議論があったら結局見てもらえるのだという、そういう風潮はやっぱり一日も早く解消するように議会もご協力をしていただきたいと思います。

次に、当別ダムに関連についてでございますけれども、ダム工事の関連について利点をどのように経済発展に結びつけているかということでございますけれども、ダムに関する質問については、当別ダム本体工事は現在鹿島・竹中土木・岩倉建設共同企業体が落札をいたしました。そして、10月から工事が始まっております。ダム工事の関連として町

内業者の参加状況ですが、生コン製造など各種プラントの基礎工事やダム湖に水没する道路構築物の撤去、樹木の伐採のほか、札幌石油業協同組合当別支部を通じまして重機の燃料だとか軽油だとか、それから灯油、ガソリンの補給について町内業者が利用されております。また、現場事務所職員や宿泊での賄い、雑役のほか、掘削土の運搬のダンプ、トラック、あるいは重機のオペレーターなど、町内労働者の雇用も確保されるものと考えております。現在企業体の現場事務所は、末広町の旧公民館を使っただいております。また、末広グラウンド跡地、そのそばにありますグラウンド跡地に宿舍の建設が予定されております。作業員宿舍です。予定されております。その現場事務所と宿舍は、当別ダムが完成するまで4年間は使用されるほか、協力会社の宿舍を青山の工場現場に建設中で1月中旬に完成の予定と聞いております。青山工場、現場をつくると、それが1月中旬だというふうに聞いております。共同企業体の宿舍あるいは協力会社の宿舍が完成するまでの間、町内のビジネスホテル、それから旅館、マンション、さらには町内の建設会社さんの社員寮などに今現在124名が宿泊しております。宿泊料、それから施設借り上げ料のほか、居住に伴う町内消費の拡大は大きなものと期待をしております。さらに、現場事務所での事務費用、それから消耗品、それから新聞の購読だとか、宿泊等での食材だとかお米の調達だとか、雑貨だとか、あるいはプロパンガスの使用のほか、町内でいろんな商品の購入だとか、飲食店の利用だとか、さまざまな分野で消費拡大が期待されるものというふうに思っております。税の関係では、事務所の設置による法人町民税、それから工事従事者による住民税など、そういうものが税収が期待できるというふうに思っております。町といたしましては町民の雇用の確保、それから町内住宅、町内消費とあわせて町内での資材購入など、町内商工会の売り上げ増加に協力していただく、商工会と連携を図りながら引き続き働きかけていきたいというふうに考えております。

平成21年度の見通しについての質問でございますけれども、来年度以降は本格的に工事が始まり、最盛期には280人の工事関係者が当別町で働くことになるというふうに聞いております。それに伴う消費拡大だとか経済波及効果を期待するとともに、事業主体である当別ダム建設事務所と情報を共有しながら、石狩にありますダム建設事務所と共有しながら、平成24年度の当別ダム完成を目指して町として努力してまいり所存でございます。

そういうことでございますけれども、ただ、では当別は公共事業があるからよかったなとよその自治体の人も思うかもしれませんし、町内の一般の方も、今の柏樹議員さんと私のやりとりをする限りにはよかったねというふうに思うかもしれませんけれども、実は柏樹議員さんには釈迦に説法でございますけれども、当別町ではここに至るまでに1,246億の国費、道費、当別町費だけでも87億、ちょうど今年度の当別町の一般会計そっくりそのまま今まで我々は投資してきているということです。そういうことをぜひ、先ほど農家さんに、ただ困ったら共産党は労働者や農家の面倒見るのだと、議会でもこう言ったということだけではないとは思いますが、そういうふうにとられるようなお互い議会活動はやりたくないねと、柏樹議員さんを決して非難したり、尊敬しないで申し上げることで

はありませんけれども、そういうふうにとられがちなことを私のほうが勝手に警戒していることでありますが、ダムにつきましてもそういうことでもう少し補足説明をさせていただきますけれども、例えば当別ダムの本体のために19年までに国は331億のダムの予算を費やしてきておりまして、20年度53億ダムの予算を費やしておりまして、あす以降私並びに議長、その他の方々が来年の国の予算内示を受けに参りますけれども、ダムについても21年どれだけ予算つくのか聞いてまいりますけれども、24年までの間に大体300億、つまりダムについては過去、現在、来年以降合わせまして684億の国費がすぎ込まれることになっております。そして、このダムから水道水をとることになっていきますので、水道についても過去に224億、224億ですよ、水が要るとか要らないとか、いろいろ議論はなされましたけれども。そして、20年度は17億、そして来年度以降24年まで、完成までに134億です。水道のほうでも375億です。ダムで684億、水道で375億、さらにこれは多目的ダムで、当別だけが必要とする農業の水を確保するために、既にもうダムが18年に完成ということになっていましたから、農業のほうは187億国費を投入してダムから水を引っ張るように用水路は全部できているのであります。あとは、10億くらい残っているだけであります。完成してしまうというわけにはいきませんので、ダムができないのに用水路ができて完成というわけにはいかないのです、つなぎの部分だけにおおむね10億くらい残っております。つまり当別ダムで国は1,246億の国費を投入しているのであります。そのうち当別町がこの1,246億の当別ダムに必要なお金として、ダムだとか水道だとか農業だとかで当別町が今までに、あるいはこれから完成までにしようものは87億5,763万円なのであります。87億なのであります。農家負担もこのうち5億5,000万なのであります。そういうように87億もこの当別ダムで我が町は負担するのでありますから、今から始まって4年間ぐらい二百数十人の作業員の方々が町の中で消費していただくことはまことにありがたいことではありますし、この時期ですから非常にとうといし、ありがたいと思っておりますけれども、ダムできるところはいいさなと思われる、そういうことに対してぜひ議会の皆さんから全道に、全国に発信していってもらいということを私は願いを込めて今補足説明をさせていただいているのでございます。

次に、救急医療についてでございますけれども、平成20年3月に作成されました北海道医療計画での救急医療提供体制は、比較的軽度な救急患者に対する初期救急医療から重症救急患者に対する第2次救急医療、それから重篤救急患者の救命医療を担う3次救急医療まで体系的な医療体制や救急搬送体制を整備しております。当別町に置きかえますと、軽度の内科系救急患者は江別医師会当別ブロックの協力をいただいて在宅当番医制度を実施して、2次救急医療については石狩管内を区域とする札幌圏、3次救急医療については石狩、後志、空知、胆振、日高区域とする道央圏に属しまして対応しております。当別町の場合は、医療機関が集中している札幌市に隣接しておりまして、さらには平成17年度より道央圏に導入されたドクターヘリも活用できまして、救急医療体制については道内では上位に位置していると認識をしております。救急医療については、道内ではランクが非常に

高いと、恵まれているというように認識しております。ちなみに、当別町へのドクターヘリの出動件数は、平成20年度の時点では13件となっております。医療体制は、町独自の完結できるものではありませんので、町だけでできるものではありませんので、道の計画にもあるように、生活圈など圏域での対応が重要と考えています。

続きましては、医療機関での救急患者受け入れに関する質問でございますが、患者搬送先の病院を決定する場合、患者本人のかかりつけの病院等を考慮して、家族も含めて協議して病院に承諾を得るようにしておりますが、その場合に受け入れ困難と回答が来る事例があります。これが実は多いのです。患者さんが私はこの病院だというふうに申し出られるわけでありまして。それに従って指定されたところに救急隊が連絡をとるのが非常に困難な場合が多いということでありまして。つまりそこが込んでいますよということなんです。19年度の実績によっていいますと、733人の救急患者のうち130人が家族などの要望によって救急告示医療機関以外に搬送されています。733人のうち130人が家族が要望されたところでないところへ搬送されているということでありまして。このように救急告示医療機関以外への搬送について受け入れ困難と回答されている場合が多くなっています。ですから、ご発言にありましたように、実際には21分か25分でも周りの人は非常に随分長い時間待ったように感じられて、一体何やっているのというふうに思う気持ちはよく理解できるのでありますけれども、申し上げたいことは、ご本人がここへ行ってくださいと言われて、救急隊は全力を尽くすのでありますけれども、指定されるとむしろ遅くなってしまうのが実情だということでございます。通常現場到着から搬送開始までの時間ですが、救急救命士による患者の観察、それから処置、受け入れ病院など調整等によって14分程度となっておりますけれども、病院との調整は1件当たり5分程度かかりまして、ことし10月までの実績では病院受け入れ関係で25分以上かかった事例は644人中19人となっております。

なお、消防救急隊が苦勞しているのは、搬入先の選定ではなくて、安易な救急出動要請だと報告を受けています。これは、せっかくのご質問ですから、申し添えさせていただきますが、今一番消防救急隊を苦勞させているのは、安易な救急出動要請、すぐ救急隊を呼ばれるというようなことについて、搬入先の選定に暇かかっているとか、搬入先の選定に苦勞しているとかということではなくて、救急隊から見ても安易な救急出動要請、それに非常に苦勞しているということでございます。町民お一人お一人が健康に対する意識を日ごろから持っていただいて、日曜日の医療補助制度について町で十分議論をいただいたように、あしたあさって休みであればきょう、要件がありましてもきょう、今私風邪中で大変聞き苦しい声で失礼しておりますけれども、事前にやっぱりこういう場合は対応をきちっとするという事をしていただければ、議会にももっと速やかな声を出せるのでないかというふうに反省しておりますけれども、そういうことであろうと思います。

次に、老人福祉対策についてであります。現在平成21年度から23年度の3年間として第4次当別町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を策定中ですが、その計画の基本理念の素案では思いやりと生きがいを感じられるまちづくりとなっており、この素案に基づ

く高齢者福祉対策の推進を考えています。目指す姿としては、ライフスタイルに応じた健康で生きがいのある生活を維持し、介護が必要になっても安全で安心して地域で暮らすことができるように地域のみんなで理解し、支え合える町の創造を目指しております。主な取り組みといたしまして、基本理念に基づく生き生き暮らしまちづくりとして高齢者クラブ活動や生涯学習の機会を充実し、就労やボランティアなどによる生きがいづくりと社会参加の促進等により高齢者自身が地域づくりに参加し、躍進できるように支援してまいります。ともに支え合うまちづくりとして、世代を超えた交流の場や機会を創出し、身近な地域の見守り体制、日常を支えるサービスなどを支援します。特にNPO法人ゆうゆう24が20年度開設し、地域に認知された共生型地域福祉ターミナル、それからオープンサロンを世代間を超えた交流の場、ボランティア活動の拠点としてさらなる事業推進に向けて支援していきます。安心して暮らせるまちづくりとして、高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センターのさらなる機能充実を図り、さらには介護支援サービスの提供体制の整備に努め、安心して暮らせる町を目指します。以上3つの基本目標に基づき、高齢者福祉を充実させていくように考えています。

また、高齢者クラブ活動への支援については、金銭的なものはいたしませんけれども、健康福祉出前講座や健康相談等個別に高齢者クラブへの出向きを対策していきます。なお、当別町高齢者クラブ連合会に対して当別町社会福祉協議会より公共施設に設置している自動販売機の益金の一部を連合大会への支援をしています。町としても社会福祉協議会とともに障害者と高齢者クラブの皆さんにふれあいスポーツを開催しており、町としてできる限りの支援をいたしております。

次に、除雪、排雪体制についての質問でございますけれども、当別町は特別豪雪地帯に指定されておまして、冬期間の雪による障害を克服することが本町の重要な課題であると認識しております。本町の雪対策は、町民生活と深いかわりがあり、町民生活の安定と産業経済活動を支えていく上に道路交通の安全的確保が重要で、町民の理解と協力のもと全体的なレベルアップが必要であると考えていることから、町道、私道の歩道の除排雪基準要件の設定、11月の降雪に対応するため早期に業務委託契約を締結いたしております。

ご質問の新規路線、廃止路線、総延長の距離、それから除雪、排雪の基準などの変更についてでございますが、冬期間の交通安全及び生活道路確保のため、吹雪等による吹きだまりの解消のため緊急出動除雪、非常時における優先除排雪道路、適切な年間排雪量の決定など、例年どおりの基準に基づき、車道については町道、私道含めまして全長307キロメートルの除雪、それから歩道については約28キロメートルの除雪、また幹線道路の排雪については33キロの排雪、排雪の量として約9万4,000トンの排雪を行います。また、生活道路の排雪についても昨年度より降雪区域内の26町内の町内会長さんで雪対策町民会議を設立してみずから生活道路の排雪を行っていただいておりますが、町が行う幹線道路の排雪作業と同様に大きな問題として、個人敷地内の雪、屋根の雪の道路への雪出しがありまして、限られた財源の中で除排雪でありますので、雪対策町民会議と行政が連携をとり

ながら、町民の理解と協力のもとに改善を行わなければならない大きな課題であると認識しております。地区によりましては、高齢者お一人しか住んでおられない、しかも屋根の雪が道路とつながっているというような場合もありまして、隣近所にも若い人もいらっしゃらないというようなところ、道路に雪を投げてはいけませんというルールになっていましてけれども、そういうところについてはその町内会、あるいはそこにお住まいの住民の皆さんと十分話をさせていただきまして、できる限り速やかな除排雪体制を考えますということでございます。

次に、昨年廃止した町道除雪路線の問題点についてでありますけれども、町道の除雪廃止を行うために町内会長を中心として除排雪打ち合わせ会議の中で平成17年度より3年間にわたりまして道路見直しの協議を行いまして、昨年度は21の路線と、それから延長にして19キロ廃止をしました。昨年度は、町内会長さんを中心として17年度から3年間ずっと見直しの協議をしまして21路線を廃止して、そしてその延長は19キロを廃止しましたということでございます。特にそれについて今までのところ混乱とか問題は起きていないと認識しております。

次に、歩行者のための歩道の確保についてでありますけれども、先ほど説明いたしましたけれども、歩道の除雪は約28キロメートル行いますが、市街地の道路は歩道のない路線、また歩行者の極めて少ない路線については歩道の除雪を行わない路線もありますので、交通量の多い道路や交差点などつるつるの路面状況になりやすいことから、安全対策として環境に配慮して滑りどめ材、あるいは炭酸カルシウムなどを主材料とした融石、雪を解かす砂ですね、を散布するとともに安全な路面の確保に努めております。今年度は、さらに道路パトロールを強化し、適切かつ効果的な散布を行い、安全な路面の確保に努めてまいります。

以上で柏樹議員さんの質問に対する答弁といたします。

○議長（竹田和雄君） 柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 町長から今それぞれ答弁がございました。町内の中小企業の現状についても答弁をいただきました。当別町独自の制度見直しや改善に向けての町の努力は、評価をしたいと思えます。今のところ深刻な事例はないということですが、私の知り合いの団体にも融資の相談に来ていと聞いております。答弁にあった政府が10月末から開始した緊急融資保証制度は、対象業種を広げてきたものですが、いまだにおよそ2割以上の202の業種が対象外になっている、例えば園芸が対象外と、また居酒屋は対象になるけれども、スナックはならないなどと聞いております。さらに、信用保証協会が緊急保証を承諾したのに金融機関が融資しない例が全国では数多くあると伺います。今、町では9件というお話でしたが、当別町から近いある市では、この麻生首相が打ち出した金融制度、セーフティーネットの金融機関にセーフティーネット保証を活用したいと申し込みをしたところ、保証協会は承諾をしたと、市も認定をしたと、しかし、金融機関はその申し込みをした人がノンバンクから借入れをしているということを理由にして結局は融資が断ら

れたと、こういう理由があります。したがって、こうした事例が当別で発生しないように、商工会などとも連携して引き続いて各銀行や道や国に向けて申し入れをしていく必要があると私は思います。

それから、雇用の安定に関連してハローワークや石狩支庁など関係機関との情報交換をさらに密にして実態をつかんで町としての対応を強めていただきたいと思います。いま一度町長の答弁を求めたいと思います。農家の問題で町長はいつも強調されていますが、個々の農家の自分の経営に対する、やっているのだからけれども、もっとさらに、行政にいろいろな依存体質ではなくてしっかりやれというふうな受けとめ方をしたいのですが、強調の町長の説明の仕方、私にはちょっと酷に、個々の農家でできるものとできないものがある、どうしても個人で、それぞれの農家で解決できない問題というのはやっぱり行政がどうかバーするのかと、そういう点での質問ですので、真意をわかっていただきたいなというふうに改めて感じているところであります。

それから、8月の20日に産業建設委員会とJAの役員の方との懇談会がありまして、そのことのお話をされたのだと思うのですが、町長も出て、あのやりとりは、私も委員ですから参加をしていたのですが、ちょっと残念だと私も思うのですが、トークの仕方というのですか、お互いの意見の交換の仕方、議会がそういう機関との協議をする場合の進め方は、一つの反省として、今後もっとフリーにそれぞれの理事者が、組合長理事が出てきてその答えは全部組合長が答えなければならないという仕組みではなくて、個々の理事が今の農家の状況、農協の立場、これからの経営のあり方等についてそれぞれの考えを、お互いに議会もそれぞれの議員がいろんな考え方で臨んでいるわけですから、そういうところでの話し合いのやり方は私はもっと改善されてもいいのかなと。町長がちょっと残念だったというような表現をされていますが、その仕組みを変えればもっといい意義のある議論になったのではないかとこのように私自身は感じているところであります。

当別ダムの関連についてですが、地方における公共事業の発注に当たっては地元自治体の状況にかんがみ、地元の雇用、消費等について十分に配慮、調達をすることが義務づけられているというふうに私は思っていたのですが、その契約の規定などを十分に活用する必要があるというふうに思います。当別はいいなと思っているのではないかとこのように思われては困ると今町長からお話がありましたが、当別ダムにかかわる当初のころからの、私も参加をして、今までの歴史と、それから経過の中で、町と、それから関係の町民の負担が非常に多くあったということは私自身もわかっております。そのことを踏まえながらも、同時に今回のこの公共事業、大きな事業に関連して町が積極的に、だからこそそういう町の雇用や働く人たちの場をきちんと確保していくことについての道への要請等についてはさらに強めていただきたいなというふうに思います。

救急医療についてであります。主に医師不足からくる医療機関の受け入れ拒否問題について町長の答弁を求めたつもりなのですが、特に条件は当別の場合は札幌近隣でさほど問題ではないというふうに感じておられるように受けとめたのですが、そうではなくて、

先ほど述べたように、お医者さんの数は絶対数が今足りない。したがって、患者が病院を選ばなければたらいい回しはないということではなくて、江別市立病院のような問題も起きておりますし、それからたまたま聞いたのですが、友好都市の愛媛県の宇和島市、合併で公立病院が3つあったのが2つつぶすと、お医者さんがいないために外来がなくなって、1時間以上かけて結局その宇和島病院ですか、に行かざるを得ないということで住民運動が起きて、公立病院を守ってほしいという、そういう運動が起きているそうです。こういった医師不足からくる問題、あるいは経営の問題で公的な病院がその責任を果たせないという問題、当別にとっては一定の医療機関があって当番病院だとかがありました。こういう問題についてはより緊迫感を持つ必要が私はあると思ったので、お尋ねをしました。きのうおとといですか、消防白書が閣議で決定されましたけれども、到着から医療機関に収容されるまでの時間が平均26.4分、ワースト記録が更新されていると。今町長が言われた平成19年度の事例ですが、私も消防でことしになってどうなのだろうということで傷病者の搬送状況についてお伺いをしました。ことしの1月から10月までの搬送件数は644件だそうですが、町内への搬送が8%、江別に13%、そのほとんどは札幌市に搬送されていると、76%、493人だそうです。そのうち現場に到着してから搬送開始までの所要時間、いわゆる現場滞在時間が今町長言われたように14分だそうです。30分近い25分以上経過した件数とその理由には、その件数が47件で、その4割以上が病院の受け入れに関するものだったと。それは、主に患者側の、患者側というか、傷病者側の本人と家族の依頼でふだんかかりつけのところに連れて行ってほしいという、これは私緊急な場合は必ずしもそうにはならないと思うので、そういう場合があったにしても私は先ほど言ったそういう受け入れ側の病院の問題も深刻になりつつあるという認識ですので、必ずしもそういう救急車を頼んだ側の責任ということにするのではなくて、やっぱり苦勞されている救急隊のことも考えれば、ある疾患では1時間以上も結局受け入れ先がなかったという事例なんかも聞いておりますから、そのあたりについては当別町の救急医療体制が縮小したことによって町外への搬送が多くなったということも私はあると思うので、特に医師や医療機関の救急対応の整備強化と確立は私は急務と考えておりますので、町民の生命と財産、特に生命を守る行政の長としての町長の関係機関への働きかけに期待したいと。町村会の副会長もされておりますから、その発言というのは大変大きいものだというふうに思います。また、その努力を町民にも示すことによって不安を少しでも和らげる一助になり得るのではないかと考えるものであります。

老人福祉対策について、老人クラブ、高齢者クラブに対する支援策でお金に係るものは無理だということ、財政上の問題ではだめだよというお話ですが、以前から行っている研修、親睦を兼ねたバス旅行については工夫をすれば、各老人クラブで研修先から迎えに来てもらって利用したらどうだということがあって、それぞれ利用されたそうです。ただ、今まで三回四回あった研修が結局は1回になって、高齢者の団体から話を聞きますと、やっぱり費用が倍以上かかって3,000円近くかかるようになったということで回数も減って

いるということですので、これは楽しみが少なくなったということで要望しているのは私は当然の要望、要求だというふうに思います。このあたりは、町長の見解と違うのですが、介護予防のいろんな行事をやっていくということだとか、いろんなものを今度の中に取り入れていることについては私も了解をしますが、特にこの部分についてはそういう研修なりをみんなで行こうということで、そこに楽しみを持っている人たちがやっぱりいるのです。そういう人たちのために何か工夫はできないだろうかということ、最初から金ということではなくて、道の制度だとか国の制度もあるし、今のところは限界の部分もあるけれども、改めてもう一度検討してみたいというような答弁を私はいただきたい。できるかどうかは別です。でも、そのためにやっぱりそういう人たちの期待にこたえるような工夫はしてみたいというような答弁を私は期待して、再質問いたします。

○議長（竹田和雄君） 答弁調整のため、5分間休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時34分

○議長（竹田和雄君） 再開いたします。

柏樹君の再質問に町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 柏樹議員さんの再質問にお答えをいたします。

緊急保証制度の貸し付けについてでありますけれども、セーフティーネットによる融資の関係では9件認定していますけれども、その後金融機関に融資を断られたという事例はないというふうにとらえておりますが、柏樹議員さんもお発言のとおり、商工会だとか金融機関とともに情報交換しながら、中小企業、業者に対する有利な方策をこれからもとり続けてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたく思います。

雇用関係では、今までどおりハローワークとももちろん連携とっておりますので、情報収集、それから収集したものを提供して雇用機会の拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、農業者に対する支援ということについて、今後の考え方については先ほど答弁したとおりでありますけれども、今まさにこの事態を迎えて、農家の人というのはやっぱりまじめで、いちずで、そういう人柄の人が多いわけで、利にさといという人は少ないのだと思います。ですから、臨機応変に例えば商業に従事されている人等のようなぱっぱ、ぱっぱといろいろなことをするということはふなれだということは私も十分承知しておりますので、そういう場合はやっぱり農業者の団体がいろいろあるわけですから、JAだとか改良区だとか森林組合だとか、そういうところがあるわけですから、行政がということではなくてそういう団体が必要な措置をとるべきであって、議会側あるいは理事者側が農

業団体の事務所まで行ってもうんでもすんでもないような、そういう話があることがやっぱり問題でないかというふうに思いますので、しかも末端の農業団体、市町村の農業団体は静かにしていて、全国レベルのホクレンだとか農林中金だとか、そういうところだけは国政を動かすようなビッグないろんなことが政治ペースで行われていることが時々新聞に載って、それは結局は大方の国民の理解が得られるというより、むしろそれと反対の方向になることもあると思いますので、それぞれの町々に存在する農家のよりどころになっているいろいろな各種団体がきちっとした対応を臨機応変にする、そういうことでさえあれば町は議会と一緒に一寸の休みもなく前向きに進めていきたいと、柏樹議員さんの言われるような姿勢をとり続けていきたいということは十分考えておりますので、ご理解をいただきたく思います。

次に、ダム関連では地元貢献する義務づけがあるのでないかと、当別に来られた業者は地元でいろいろ貢献する義務があるのでないかというふうに言われたと思いますけれども、これは入札の段階で事業者が地元に対する貢献をすることが、どのくらい貢献するつもりなのかということが入札の一定の条件になっていると、そういうことでプロポーザル方式でいろいろ提案を各企業がしているわけです。その結果、今当別町のダムを施工している業者が総合点で合格したということで落札したのだと思いますから、ただこれは義務というふうに私たちもとらえていきたいと思っておりますけれども、義務ではなくて配慮しているということですので、それで私たちもそれをとらえて落札業者に来ていただいたり、またこちらのほうから出向いたりして話し合った結果、努めて石けん一つでもくぎ一本でも、あるいは半日でも当別の方を使ってもらいたいというような形で十分話し合いを続けた結果、先ほど答弁申し上げたような形になっているということでございます。その奥には、ただ降ってわいたような公共事業でないのだと、当別だってこんなにお金を払ったり、こんなにリスクをしょっているのですよという、長い年数、昭和45年から直接経費だけでもあれくらいで、水害だとか災害だとか、あるいは水不足だとかということも全部足しますとあの金額どころではなくなっていくという、そういうことを業者さんにも、それから全道の道民の方にわかっていただかなければならないという、柏樹議員さんに釈迦に説法ですけれども、今地球上的に先進国が水が不足になってくることが地球温暖化とあわせてこれから大変な問題になってきますので、当別には空気と田畑はあっても水がなかったら農産物は育ちませんけれども、幸いこのダムで一定の水は供給されることになると思いますけれども、この水でも一般的にはお米が水を随分使うように思っている人が多いと思うのですけれども、ところが牛1頭のほうがお米何俵分も水を飲むとか、そういうことが実際には起きているわけでありまして、当別町としては土地、水、空気、太陽、こういうものをやっぱり保全する、確保するということを、耐えて、耐えて当別ダムの促進を進めてきたということを私は当別のダム施工者の方々に何回も何回も繰り返して話しして、結果、今施工しておられます企業のトップの方々、また現場に来られる方々は本当に当別町で随分苦労したのだねということはわかっていただいて、したがって廃止になりました公

民館なども使っていただくというようなことに結びついたものというふうに好意的に理解しているところでございます。

それから、医師数が足りない件について、全国、全道で医師不足について十分認識しております、ただ町村会とも協議を随分重ねてきておりますけれども、札幌圏では統計によりますと10万人に対してお医者さんの数が269.1人ということで、全国では10万人に対して217.5人ということですから、そういう意味では恵まれているということをおし上げて、そういう数字の上で申し上げているということをおし上げていただくということでございますので、ご理解いただきたく思いますが、福祉事業につきましては当別町の行財政システム再構築プランをつくった時点から17年度をもってこの福祉バスについてはお年寄りのために大事なバスですけれども、いろいろな大事な制度がいっぱいありましたけれども、このシステムで見直しをして当別町は大ざっぱに言うと1日100万円ずつ借金を返してきているわけでありまして、これだけ返してこなければならぬ状況になったことは町の行財政システムの再構築プランのときも申し上げたとおりで、今多くの町民がこの町は1日100万円ずつ今の議員さん方が中心になって町民に理解していただいて返してきたおかげで今があるということについてはもう相当認識をいただいて、議会の皆さんの理解に対しても認識を深めていただいていると私は承知しております。したがって、それにかわるものとしてスクールバスだとか、あるいはふれあいバスを運行しておりますので、特にこのふれあいバスについては昨日来申し上げておりますように全国で注目を浴びているバスです、これが今後継続するためにはやっぱり多くの方がふれあいバスを活用してもらおうということは非常に大事だと思いますし、スクールバスを地域住民でも活用するようなこと、高齢者ご自身が地域づくりに参加して活躍できるように、それぞれの事業の中で高齢者ご自身も参加していただくようお願いをしているところでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（竹田和雄君） 柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 再質問に対する町長の答弁をいただきました。各産業の発展や、あるいは町民の生活向上のために町行政が潤滑油的な役割も果たせる、そういうふうなぜひ進めていっていただきたいと思っております。

あわせて、高齢者クラブの福祉の施策については、私自身は引き続いて次回の議会でも要望を強めていきたいということをおし上げて、答弁は要りませんが、質問といたします。

○議長（竹田和雄君） 以上で柏樹君の質問を打ち切らせていただきます。

次に、通告5番、岡野君の質問であります。

岡野君。

○9番（岡野喜代治君） 今議長の指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、さきに北海道新聞に報道されました事件について3件質問させていただきます。

私は、これらの報道によって読まれた町民の方が不安を抱いたり、事件の認識が不正確であったり、そういうことにならないように行政のほうからしっかりと説明をいただき、正しい情報を町民の皆様と共有し、そのことから協働のまちづくりを進める糧といたしたい。また、基礎的自治体においては町民の暮らしの安心、安全、地域の活性化を図るのが大切な務めかと考えます。こういった観点から質問をさせていただきますので、町長、教育長におかれましてはよろしくご答弁のほどお願い申し上げます。

まず、第1点、地域担当職員制度について。当別町は、平成14年度より行政推進員制度を導入し、地域と行政が連絡をとりながら町政を進めてきたと認識しております。平成20年12月4日、北海道新聞に地域をつなぐ担当職員制と題しまして、来年度から町内各地域を担当する町職員を配置し、地域活性化に役立てる地域担当職員制度を導入するとの報道がなされております。報道では、担当職員は地域と行政のパイプ役となり、町民の声を町政に反映し、まちづくりの助言も行うとし、職員数、地域割り数、これはブロック制というのですか、それから年限、業務などの内容が盛り込まれておりました。部局にお伺いしますと、来年度より実施予定とのことですが、この地域職員制度とはどのような目的でどう進めようとしているのか、また導入に至った経緯や現行の行政推進員制度との整合性、また町民への周知についてどのようにとらえているかお伺いをしたいと思います。また、担当職員がその任に当たるときの身分や保障についてどうお考えなのかお伺いしたいと思います。

通告とは順序が入れかわりますけれども、次に児童生徒を不審者から守る体制についてをお伺いいたします。近年全国各地で児童生徒に危害を加える痛々しい事件が連発しております。当別町においても過去に不審者が確認され、注意を呼びかける情報が出されたことを記憶しております。平成20年12月12日に北海道新聞でこの報道がなされたところですが、その報道と申しますのは当別町に相次ぎ不審者という見出しで、中身については4件のそういった危害を加える例を紹介されております。私は、当別町は防犯に対しては非常に取り組みとか、あるいは町民の意識というのは高い地域だというふうに考えております。また、地域や組織での取り組みもいろいろとなされていることは認識しております。新聞にもありましたけれども、12月16日には町の防犯安全協会の啓蒙活動がなされていることも承知しております。関係者の皆さんがそれぞれ非常に努力をなされておまして、皆さんに対し心から敬意を表しているところがございます。しかしながら、昨今は安全、安心と思われている地帯にとんでもないような事件が、痛ましい事件が発生している現状でございます。そういった中で防犯活動は、地道な大変な苦勞を伴う活動ではありますが、行政や住民、警察などの連携による防犯、抑止の取り組みはエンドレスなのかなということなのかもしれませんが、大変重要なことであることに間違いはないと思います。新聞報道に当別町に相次ぎ不審者が児童生徒に害を加えるケースがあるが、その実態とその防止策についてどうとらえているかお伺いをいたします。

次に、教育委員会になると思いますが、就学援助についてお伺いをいたします。収入の

少ない世帯の小学生に学用品費や給食費、修学旅行費やスキー用具の現物などを支給される就学援助制度があります。この就学援助制度で受給認定の基準を厳しくする市町村が相次いでおり、道内でもこの3年間で58の自治体に上ると、これも12月12日の新聞報道で1面で報道されておりましたが、国の三位一体改革と自治体の財政悪化がその影響であると。従来国は、市町村のこの就学援助に対しましては2分の1の補助を充てていたわけですが、三位一体改革によりまして補助金の一部を廃止し、これを一般交付税扱いにした、そういったことから就学援助の予算の確保が難しくなってきたというふうにとらえられておりました。当別町では、平成19年に基準の見直しを実施したというふうに聞いておりますが、受給基準の見直しで教育格差や教育の機会の保障に影響はないのか、その後の現状認識についてどうとらえておられるかお伺いをいたします。

以上、一般質問といたします。

○議長（竹田和雄君） 答弁調整もございますので、ここで休憩いたします。

午後1時再開いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（竹田和雄君） 再開いたします。

岡野君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（泉亭俊彦君） 岡野議員さんの一般質問にお答えいたします。

最初に、地域担当職員制度についての質問でありますけれども、地域担当職員制度は行政推進員制度の見直しとあわせて検討してきた制度でございます。そもそもなぜこういうことを考えたかということは、もう行政推進員会議には随分話したのですけれども、私は議会ではそう多くは話していなかったかと思いますが、地域が今高齢化、少子化によって相当変わってきておりますから、今までのように小さい子どもさんから高齢の方までみんな満遍なくいるという町内会がどこにでもあるということではなくて、当別ではまだそんなことはありませんけれども、島によっては高齢者ばかり、そういうところで町内会長をつくるとか、ましてや青少年の担当の推進員をつくるとか、そんなことはもう望むべくもない。これは、早晚我が国の大きな問題だということで、1991年に地方自治法改正になったとき、町内会の法人格というのを実は決めているのであります。このことは、ちょっと議会で話したことありますけれども、町内会が今この当別町でも入るのも入らないのも自由だと、私の自由なのだというふうに思っておられる人がいると思いますけれども、そうではなくて認定管理者制度ができたときに例えば町内会が会館を町から受けるとか、財産を持つことができるように変わってきたときに、もう17年も前に我が国では法人格、町

内会を法人にするという、そういう法律になって、そして町内会では会費を払うことは義務ではなくて権利なのだ。町内会で自分の思うような、自分の意見が通るようなことが主張できる権利を獲得するために会費を納めるのだ。お願いですから町内会費を払ってくださいと、請われて、請われてしゃにむになった町内会長さんがそんなことを言って歩く時代ではないのだ。逆に自分の言いたい、自分の気に入った町内会にするために権利を保障するために会費を払うのですと、法律の精神はそうなっているのです。そういうことをやっぱり当別でもしっかりと認識をしていかなければ、早晩我が町も町内会が、町内会長になっていただいた人は行政推進員は受けなければいかぬ、葬儀委員長は1年に何回もやらなければならないというようなことでは、だれも引き受け手がなくなるということを読みましたから、私は町内の中でそういう話をしてきたという、まずそういう背景があるということ、これが町長はひょっとしたら自分の都合のいい職員を張りつけて、行政推進員を町の行政の都合のいいように使うということなのかというふうに誤解を招くとは私は思っていませんでしたけれども、誤解があった時期もあったのかなと思いますから、そういうことで行政推進員はまずは町の非常勤特別職であるということ、町行政に対して積極的に意見や要望などを行うと、そして町内会長という立場とは相入れない立場のものだと、行政推進員は。これは、当別町の行政推進員制度の前身でありました駐在員制度のときから検討課題であったわけでありまして、現状において行政推進員の多くは町内会長さんになっていただいております。

地域担当職員制度というのは、この負担を町内会長だけでなく、行政推進員という町内会長とはまた違う行政に対して強い立場でいろいろなことを話しする、そういう負担を少しでも軽くできるように、また行政の皆さんと町とが一体となって協働のまちづくりを推進できるように、我が町は協働のまちづくりを進めるようになったわけですから、そういうことがより推進できるように効率的にということで19年の5月開催した行政推進員会議で町の考え方を説明したところでありまして、その後行政推進員の連絡協議会の中で地域担当の職員制度について随分話をしまして、行政推進員の方も先進地などに、そういうふうに地域担当職員を置いているようなところへ研修に行ってくださいしております。行ったというふうに聞いております。これも町が行ってきなさいというようなことではなくて、行ったというふうに聞いています。近隣の先進地を町は町のほうで視察をしてきております。空知関係のほうに行ってきております。また、行政推進員連絡協議会でも研修に行った後だったと思いますが、小委員会を設置していただきまして、地域担当職員制度の導入についてことしの6月から10月までに4回協議を重ねまして、行政推進員の連絡協議会の全体会議を経まして、そして12月3日に行政推進員会議を開催しまして町の考え方をご理解をいただいたということでございます。その後のことが一部新聞でも報道されたというふうに承知しておりますが、各町内会では町内会活動や地域的なさまざまな課題を抱えておりますから、もっと町職員も地域活動に参加してほしいという声随分出ているのであります。私も行政懇談会に町内会に随分行かせていただきましたけれども、町職員の多く

居住している町内会は比較的いろんなことについて認識されている町民の方が多い。まずは集まりが多い。また、町職員がほとんどいないような町内会には、町内会長さんしかいない、行政推進員もいないような地区については、全く行政で考えていること、離れ小島と驚愕するほど情報が不足しているということ、集まってこられたときの例えば質問についても、そんなこと広報にもう何回も書いてあるでしょうと、私なら言いたいぐらいなことがまことしやかに真剣に真顔で質問いただくのです。

ですから、そういう実態があるということでございまして、相当やっぱり情報乖離しているということで、また今後予想される世代交代で、今言ったようなことはどんどん、どんどん世代交代して町内会長さんがかわられていったりすると役場の窓口がほとんどわからない方、例えば町内会長になられても役場へ行ってもどこへ行ったらどういうところがあるのか全く当面はわからないという、そういうようなことになるとやっぱりご不便をかけるだろうということで、町内会と町との連携がますます不足されてくることが十分予測されますので、地区担当職員制度は町職員を業務として職員の身分で町内会とのパイプ役に配置しまして支援しようとするものであります。ですから、町内会の何かイベントのお手伝いを、とにかく町職員だから何でもできるからちょっと会計やってくださいとか、受付やってくださいとか、町内会のイベントをお手伝いするとか、そういうことでは絶対ありません。そういうことでないことをきちっと行政推進員会議でもお願いしておりまして、担当職員の役割は町内会長の要請によりまして行政情報や地域活動に関する情報の提供など、役場関係の部署との連絡調整の役割を考えているものであります。

なお、この制度は全職員へ周知しまして、担当職員を決定して、職員研修などを十分しまして、職員でもこんにちは、さようならということが素直に言えるようにきちっといろんな研修をしまして、役場内の体制を十分時間をかけて21年の4月からスタートしたいと考えております。今44の町内会がありますけれども、一応6ブロックぐらいに分けて、1ブロックに4人くらいずつ、全部で職員のほうは24人、比較的若い職員を、若い職員が町内会に行くことによって町内会の実情が職員もよく理解できると。非常に好成績で役場に入った、礼儀も正しいし、町職員になったけれども、役場の中で担当課窓口をやればまだ幸いですけれども、窓口業務もできないで担当職員として一部の仕事だけずっと5年も3年もやっている職員は、なかなか町内会にぽっと行っても社会常識的なことが意外と不足している人もいないとも限りませんので、十分教育をしてから、そしてまたそういう人に現地へ出てもらって十分勉強をしてもらおうと、体験してもらおうということでございます。

さて、6ブロックでございましてけれども、第1ブロックは元町、緑町、東町、樺戸町、東裏、中小屋、金沢でございまして。それから、第2ブロックは、白樺町、北栄町、春日町、六軒町、弁華別、青山、茂平沢、みどり野でございまして。第3ブロックは、幸町、弥生、旭町、万代町、栄町、対雁、蕨岱、東蕨岱でございまして。第4ブロックは、錦町、西町、末広、美里、下川、川下右岸、川下左岸、若葉、上当別でございまして。第5ブロックは、太美北、太美中央、太美西、当別太、ビトエ、獅子内でございまして。最後の第6ブロック

は、太美寿、それから太美東、太美南、スターライト、高岡、スウェーデンヒルズでござ
います。こういうブロックに分けてそれぞれ4人くらいずつ配置させていただくという、
割り当てていただくということでございます。

次に、児童生徒を不審者から守る体制についてのお尋ねでございますけれども、今年の
町内会で駅の場所を尋ねるようなふりをして一緒に車に乗ってくださいとか、あるいはチ
ャコレートを上げるからこっちへおいでと声をかけるなど、下校時などの子どもを誘う不
審者の声かけが4月以降11件発生しております、よく学校の便り、また行政から出す文
書は不審者がおりますから気をつけてくださいということですが、あえて私今細か
く示したのは、こういう声をかけてくるということが一般の皆さんにわかっていただ
いたほうが抑止力につながるということで細かいことを申し上げておりますので、ご理解い
たきたいと思います。いずれも逃げるなどして被害がなかったのですが、最近は自動車用
のタイヤの窃盗事件も多発しております、これもことし11月までに36件発生しており
まして、非常に多い状況であります。そういう状況から町は、当別町防犯協会や町内会、学
校、保育所、幼稚園などと連携しまして地域防犯連合会、当別交番と密接に連携して青色
回転灯を点灯して広報車両による防犯パトロールを下校時に合わせて行っております。各
地域の地域防犯連合会では、定期的に防犯パトロールやら登下校の子どもたちに声かけ運
動などを地域住民などにより行われております。また、防犯協会が平成15年に子ども110
番のステッカーを約380世帯に配付しておりますけれども、これは一定の防犯効果が上が
ったところでありますけれども、そのほかに本町の市街地の地区を含む中央地域防犯連合
会では、赤色回転灯の装備車4台を確保しまして地域内のパトロールが実施されてお
りまして、去る12月15日には防犯協会の声かけによりまして、役場、それから北警察署などで
赤色回転灯装備車合計9台によりまして歳末特別警戒を実施したところであります。さら
には、北警察署と連携して不審者情報などの情報を町民に知らせる情報伝達ネットワー
クを今年8月に立ち上げまして、北警察署からファクスで発信する情報、役場環境生活課を
通じまして教育委員会、それから福祉関係団体などへ速やかに伝達しておるところで
あります。このように町としては、防犯関係団体や教育委員会、学校、北警察署など連携を強
めながら今後も防犯対策を努めてまいりますので、よろしく願い申し上げまして、答
弁といたします。

○議長（竹田和雄君） 教育長。

○教育長（高橋 義君） 岡野議員の一般質問にお答えいたします。

就学援助費の見直し後の現状認識ということでございますけれども、就学援助費とい
うのは経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者の負担を軽減するという
ことで、要保護及び準要保護児童生徒の学用品、それから体育実技用品等の購入費、
修学旅行費、学校給食費等を支給しております。その支給手続きにつきましては、
制度について全保護者に周知をして申請をしていただくということで取り組みを進
めてきております。この就学援助費については、平成18年度に見直し
しておりますけれども、きっかけとなるのは準要保

護に係る就学援助費が一般財源化されたこともあるということだとか、町の財政状況ということも踏まえながら、管内各市町村だとか道内同規模の自治体の状況を調査して、その結果それまで18年度までが世帯全員の総所得、いわゆる収入から必要経費を差し引いたのを所得というふうにするというふうですけれども、その世帯全員の総所得が生活保護基準の1.2倍以下であったものを総収入が生活保護基準の1.3倍以下に平成19年度に変更しております。この結果、全児童生徒に対する支給割合は、平成18年度の14%から平成19年度で11%へ3%減となっております。平成20年度、現在の状況においても大体平成19年度と同じ割合で推移しているということでございます。予算額としては、約1,800万円台で予算計上していると。ただ、このような認定基準を変更いたしましたけれども、認定基準としては管内市町村、それから道内の類似規模の町村と比べてもほぼ同じようなレベルの基準であるというふうに認識しているところでございます。ただ、今後国内の経済情勢がますます冷え込むということも予想されておりますし、町内においても就学援助費の支給割合というのは今後またふえていくのではないかとというふうに推測しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹田和雄君） 岡野君。

○9番（岡野喜代治君） 非常に丁寧にわかりやすく答弁をいただきまして、ありがとうございます。再質問はございません。

行政推進員のことにつきましては、まだ検討中であろうかと思っております。今後いろいろと検討なされてよりよい方法をとられていくのかと思いますけれども、ぜひ私も議会にも、昨年19年の3月にたしか代表質問ですか、町長さんがこのことに触れられてからずっと経緯、その後議会に報告は公式にはなかったかなというふうには存じております。間違っていたら失礼ですけれども、私はそう認識しておりましたので、ぜひこういう成案がなりましたら、議会のほうにも報告していただければありがたいなと。これは、私個人の意見、要望でございますので、申し添えさせていただきます。

また、町民、児童生徒をこういった不安から守ることに對して、冒頭にも申し上げましたけれども、当別町においては決してその取り組みが劣っているかということでは思っておりません。むしろしっかりと地域の皆様、あるいは行政が支えているのだなというふうに思っておりますが、本当に痛ましい事件というのはどこで起こるかわからない、そういった意味からも今後とも引き続き努力をしていただければというふうに思っております。

再答弁は要りません。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（竹田和雄君） 以上で岡野君の質問を打ち切らせていただきます。



◎閉会の宣告

○議長（竹田和雄君） 以上で本会議に付託されました案件の審議は全部終了いたしました。

た。

よって、平成20年第5回当別町議会定例会を閉会いたします。

(午後 1時23分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成20年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員